

平成二十三年法律第五十二号
家事事件手続法

目次

第一編 総則	第九章 高等裁判所が第一審として行う手続(第八十四条)
第一章 通則(第一条―第三条)	第二節 不服申立て
第一章の二 日本の裁判所の管轄権(第三条の二―第三条の十五)	第一款 審判に対する不服申立て(第八十五条―第九十三条)
第二章 管轄(第四条―第九条)	第二目 特別抗告(第九十四条―第九十六条)
第三章 裁判所職員の除斥及び忌避(第十一条―第十六条)	第三目 許可抗告(第九十七条・第九十八条)
第四章 当事者の能力及び手続行為能力(第十一条―第二十一条)	第二款 審判以外の裁判に対する不服申立て(第九十九条―第一百二十二条)
第五章 手続代理人及び補佐人(第十二条―第二十七条规定)	第三款 再審(第一百三条・第一百四条)
第六章 手続費用(第十六条)	第四節 審判前の保全処分(第一百五条―第一百五十五条)
第一節 手続費用の負担(第二十八条―第三十一条)	第五節 戸籍の記載等の嘱託(第一百六十六条)
第二編 家事事件の審理等(第三十三条―第三十七条)	第六節 相続の場合における祭具等の所有権の承継者の指定の審判事件(第一百九十条)
第七章 家事事件の審理等(第三十三条―第三十七条)	第七節 成年後見に関する審判事件(第一百七十七条)
第八章 電子情報処理組織による申立て等(第三十八条)	第八節 保佐に関する審判事件(第一百八十条)
第九章 当事者に対する住所、氏名等の秘匿(第三十八条の二)	第九節 補助に関する審判事件(第一百三十一条)
第二編 家事審判に関する手続	第十節 不在者の財産の管理に関する処分の審判事件(第一百四十五条―第一百四十七条)
第一節 家事審判の手続	第十一節 未成年後見に関する審判事件(第一百八十八条・第一百八十九条)
第一款 通則(第三十九条―第四十八条)	第十二節 の二相続財産の保存に関する処分の審判事件(第一百九十条)
第二款 家事審判の申立て(第四十九条―第五十条)	第十三節 遺産の分割に関する審判事件(第一百九十二条)
第三款 家事審判の手続の期日(第五十一条―第五十五条)	第十四節 相続の承認及び放棄に関する審判事件(第二百二十二条)
第四款 事実の調査及び証拠調べ(第五十六条―第六十四条)	第十五節 財産分離に関する審判事件(第二百二十二条)
第五款 家事審判の手続における子の意思の把握等(第六十五条)	第十六節 相続人の不存在に関する審判事件(第二百三十三条)
第六款 項についての家事審判の手続の特則(第六十六条―第七十二条)	第十七節 遺言に関する審判事件(第二百九十九条)
第七款 審判等(第七十三条―第八十一条)	第十八節 遺留分に関する審判事件(第二百一十五条)
第八款 取下げによる事件の終了(第八十二条・第八十三条)	第十九節 任意後見契約法に規定する審判事件(第二百一十六条)

第九章 高等裁判所が第一審として行う手続(第八十四条)	第六節 特別養子縁組に関する審判事件(第一百六十四条―第一百六十六条)
第二節 不服申立て	第七節 親権に関する審判事件(第一百六十七条―第一百六十九条)
第一款 審判に対する不服申立て(第八十五条―第九十三条)	第八節 未成年後見に関する審判事件(第一百七十六条・第一百七十七条)
第二目 特別抗告(第九十四条―第九十六条)	第九節 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び扶養に関する審判事件(第一百八十七条)
第三目 許可抗告(第九十七条・第九十八条)	第十節 扶養に関する審判事件(第一百八十八条・第一百八十九条)
第二款 審判以外の裁判に対する不服申立て(第九十九条―第一百二十二条)	第十一節 終極的相続の廃除に関する審判事件(第一百九十条)
第三款 再審(第一百三条・第一百四条)	第十二節 相続の場合における祭具等の所有権の承継者の指定の審判事件(第一百九十条)
第四節 審判前の保全処分(第一百五条―第一百五十五条)	第十三節 家事調停の申立て(第二百五十五条)
第五節 戸籍の記載等の嘱託(第一百六十六条)	第十四節 家事調停の手続(第二百五十八条)
第六節 相続の二特別の寄与に関する審判事件(第二百十六条の二―第二百二十六条の五)	第十五節 家事調停の成立(第二百六十七条)
第七節 親子に関する審判事件	第十六節 調停の成立(第二百六十八条)
第一款 嫡出否認の訴えの特別代理人の選任の審判事件(第一百五十九条)	第十七節 付調停等(第二百七十四条―第二百七十六条)
第二款 子の氏の変更についての許可の審判事件(第一百六十条)	第十八節 調停に代わる審判(第二百八十四条―第二百八十七条)
第三款 養子縁組をするについての許可の審判事件(第一百六十二条)	第十九節 合意に相当する審判(第二百七十七条)
第四款 死後離縁をするについての許可の審判事件(第一百六十三条)	第二章 条一(第二百八十三条の三)

第一編 総則	第三編 家事調停に関する手続
第一章 通則(第二百四十四条―第二百五十四条)	第一章 総則(第二百四十五条)
第二章 家事調停の申立て(第二百五十五条)	第二節 家事調停の申立て等(第二百五十五条)
第三章 家事調停の手続(第二百五十六条)	第三節 家事調停の手続(第二百五十八条)
第四章 家事調停の成立(第二百五十七条)	第四節 調停の成立(第二百六十七条)
第五章 家事調停の付調停等(第二百五十八条)	第五節 調停の成立(第二百六十八条)
第六章 家事調停の成立によらない事件の終了(第二百七十二条)	第六節 調停の成立(第二百六十九条)
第七章 家事調停の成立によらない事件の終了(第二百七十三条)	第七節 調停の成立(第二百七十四条)
第八章 家事調停の成立によらない事件の終了(第二百七十五条)	第八節 調停の成立(第二百七十六条)
第九章 家事調停の成立によらない事件の終了(第二百七十七条)	第九節 調停の成立(第二百七十七条)
第十章 家事調停の成立によらない事件の終了(第二百七十八条)	第十節 家事調停の成立(第二百七十八条)
第十一章 家事調停の成立によらない事件の終了(第二百七十九条)	第十一節 家事調停の成立(第二百七十九条)

第一編 総則	第二十二節 厚生年金保険法に規定する審判事件(第二百三十三条)
第一章 通則(第一編 第一章)	第二十三節 生活保護法等に規定する審判事件(第二百三十四条―第二百三十九条)
第二章 家事審判及び家事調停に関する事件(以下「家事事件」という。)の手続については、	第二十四節 犯罪手続(第二百四十二条)
第三章 家事審判(第一編 第二章)	第二十五節 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び扶養に関する法律に規定する審判事件(第二百四十三条)
第四章 家事調停(第一編 第三章)	第二十六節 破産法に規定する審判事件(第二百四十二条)
第五章 家事審判(第一編 第四章)	第二十七節 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律に規定する審判事件(第二百四十三条)
第六章 家事調停(第一編 第五章)	第二十八節 原則(第二百四十二条)
第七章 家事審判(第一編 第六章)	第二十九節 生活保護法等に規定する審判事件(第二百四十二条)
第八章 家事調停(第一編 第七章)	第三十節 家事審判(第一編 第八章)

(趣旨) 家事審判及び家事調停に関する事件(以下「家事事件」という。)の手続については、

他の法令に定めるもののほか、この法律の定めるところによる。

(裁判所及び当事者の責務)
裁判所は、家事事件の手続が公正かつ迅速に行われるよう努め、当事者は、信義に従い誠実に家事事件の手続を追行しなければならない。

第二条 (最高裁判所規則)

この法律に定めるもののほか、家事事件の手続に必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第一章の二 日本の裁判所の管轄権

(不在者の財産の管理に関する処分の審判事件の管轄権)

第三条の二 裁判所は、不在者の財産の管理に関する処分の審判事件（別表第一の五十五の項の事項についての審判事件をいう。第一百四十五条において同じ。）について、不在者の財産が日本国内にあるときは、管轄権を有する。（失踪の宣告の取消しの審判事件の管轄権）

第三条の三 裁判所は、失踪の宣告の取消しの審判事件（別表第一の五十七の項の事項についての審判事件をいう。第一百四十九条第一項及び第二項において同じ。）について、次の各号のいずれかに該当するときは、管轄権を有する。

一 日本において失踪の宣告の審判があつたとき。

二 失踪者の住所が日本国内にあるとき又は失踪者が日本の国籍を有するとき。

三 失踪者が生存していたと認められる最後の時点において、失踪者が日本国内に住所を有していたとき又は日本の国籍を有していたとき。

（嫡出否認の訴えの特別代理人の選任の審判事件の管轄権）

第三条の四 裁判所は、嫡出否認の訴えについて日本の裁判所が管轄権を有するときは、嫡出否認の訴えの特別代理人の選任の審判事件（別表第一の五十九の項の事項についての審判事件をいう。第一百五十九条第一項及び第二項において同じ。）について、管轄権を有する。

（養子縁組をするについての許可の審判事件等の管轄権）

第三条の五 裁判所は、養子縁組をするについての許可の審判事件（別表第一の六十一の項の事項についての審判事件をいう。第一百六十一条第一項及び第二項において同じ。）及び特別養子縁組をするについての許可の審判事件等の管轄権）

縁組の成立の審判事件（同表の六十三の項の事項についての審判事件をいう。第一百六十四条において同じ。）特別養子適格の確認の審判事件（同表第二項に規定する特別養子適格の確認についての審判事件をいう。第一百六十四条の二第二項及び第四項において同じ。）を含む。）について、養親となるべき者又は養子となるべき者（死後離縁をするについての許可の審判事件の管轄権）

二項及び第四項において同じ。）を含む。）について、養親となるべき者又は養子となるべき者（死後離縁をするについての許可の審判事件の管轄権）

第三条の六

裁判所は、死後離縁をするについての許可の審判事件（別表第一の六十二の項の事項についての審判事件をいう。第一百六十二条第一項及び第二項において同じ。）について、次の各号のいずれかに該当するときは、管轄権を有する。

一 養親又は養子の住所（住所がない場合は、住所が知れない場合には、居所）が日本国内に有する。

二 養親又は養子がその死亡の時に日本国内に住所を有していたとき。

三 養親又は養子の一方が日本の国籍を有する場合であつて、他の一方がその死亡の時に日本国内に有していたとき。

（特別養子縁組の離縁の審判事件の管轄権）

第三条の七 裁判所は、特別養子縁組の離縁の審判事件（別表第一の六十四の項の事項についての審判事件をいう。以下同じ。）について、次の各号のいずれかに該当するときは、管轄権を有する。

一 養親の住所（住所がない場合は、住所が知れない場合には、居所）が日本国内にあるとき。

二 養親及び養子が日本の国籍を有するとき。

（扶養義務に関する審判事件の管轄権）

第三条の八 裁判所は、親権に関する審判事件（別表第一の六十五の項から六十九の項まで並びに別表第二の七の項及び八の項の事項についての審判事件をいう。第一百六十七条において同じ。）子の監護に関する処分の審判事件（同表の三の項の事項についての審判事件をいう。第一百五十七条及び第一百五十五条第二号において同じ。）（子の監護に要する費用の分担に関する処分の審判事件を除く。）及び親権を行う者につき破産手続が開始された場合における管理権喪失の審判事件（別表第一の百三十二の項の事項についての審判事件をいう。第一百五十条第四号及び第一百五十五条第二号において同じ。）（子の監護に要する費用の分担に関する処分の審判事件を除く。）及び親権を行う者につき破産手続が開始された場合における管理権喪失の審判事件（別表第一の百三十六の項から百十の項まで及び百三十三の項並びに別表第二の十一の項から十五の項までの事項についての審判事件をいう。）

（親権に関する審判事件等の管轄権）

第三条の九 裁判所は、養子の離縁後に未成年後見人となるべき者の選任の審判事件（別表第一の七十の項の事項についての審判事件をいう。第一百七十六条及び第一百七十七条第一号において同じ。）又は未成年後見人（以下この条において「未成年被後見人」という。）の選任の審判事件（同表の七十一の項の事項についての審判事件をいう。同条第二号において同じ。）について、未成年被後見人となるべき者若しくは未成年被後見人（以下この条において「未成年被後見人となるべき者等」という。）の住所若しくは居所が日本国内にあるとき又は未成年被後見人となるべき者等が日本の国籍を有するときは、管轄権を有する。

（夫婦、親子その他の親族関係から生ずる扶養義務に関する審判事件の管轄権）

第三条の十 裁判所は、夫婦、親子その他の親族関係から生ずる扶養の義務に関する審判事件（別表第一の八十四の項及び八十五の項並びに別表第二の一の項から三の項まで、九の項及び十の項の事項についての審判事件（同表の三の事項についての審判事件については、子の扶養に要する費用の分担に関する処分の審判事件に限る。）について、扶養義務者（別表第一の八十八の項の事項についての審判事件を除く。）に限定承認を受理した場合における相続財産の清算人の選任の審判事件（同表の九十四の

他の日本の裁判所が審理及び裁判をすることが養親と養子との間の衡平を図り、又は適正かつ迅速な審理の実現を確保することとなる特別の事情があると認められるとき。

(相続に関する審判事件の管轄権)
第三条の十一 裁判所は、相続に関する審判事件（別表第一の八十六の項から百十の項まで及び百三十三の項並びに別表第二の十一の項から十五の項までの事項についての審判事件をいう。）について、相続開始の時における被相続人の住所又は居所が日本国内にあるとき、住所がない場合には被相続人が相続開始の前に日本国内に住所を有していたとき（日本国内に最後に住所を有していた後に外国に住所を有していたときを除く。）は、管轄権を有する。

第三条の十二 裁判所は、相続に関する審判事件（別表第一の八十八の項の事項についての審判事件をいう。以下同じ。）推定相続人の廃除の審判の取消しの審判事件（同表の八十七の項の事項についての審判事件をいう。第一百八十八条第一項及び第一百八十九条第一項において同じ。）第一項及び第二項の事項についての審判事件（同表の百二の項の事項についての審判事件をいう。第二百九十三条第二項において同じ。）又は遺言の確認の審判事件（同表の百二の項の事項についての審判事件をいう。第二百九十三条第二項において同じ。）又は遺留分の放棄についての審判の取消しの審判事件（同表の百十の項の事項についての審判事件をいう。第一百八十九条第一項及び第二項の事項についての審判事件をいう。第二百九十六条第一項第二号において同じ。）の申立てがあつた場合における前項の規定の適用については、同項中「相続開始の時ににおける被相続人」とあるのは「被相続人」と、「相続開始の前」とあるのは「申立て前」とする。

裁判所は、第一項に規定する場合のほか、推定相続人の廃除の審判又はその取消しの審判（別表第一の八十八の項の事項についての審判事件をいう。第一百八十九条第一項及び第二項において同じ。）相続財産の保存に関する処分の審判事件（同表の八十九の項の事項についての審判事件をいう。第百九十条の二において同じ。）限定承認を受理した場合における相続財

産の清算人の選任の審判事件（同表の九十四の

事件にあつては、扶養義務者となるべき者）であつて申立人でないもの又は扶養権利者（子の監護に要する費用の分担に関する処分の審判事件にあつては、子の監護者又は子の住所（住所がない場合には住所が知れない場合には、居所））が日本国内にあるときは、管轄権を有する。

（相続に関する審判事件の管轄権）

項の事項についての審判事件をいう。)、財産分離の請求後の相続財産の管理に関する处分の審判事件(同表の九十七の項の事項についての審判事件をいう。)及び第二百二条第一項第二号及び第三項において同じ。)及び相続人の不存の場合における相続財産の清算に関する处分の審判事件(同表の九十九の項の事項についての審判事件をいう。以下同じ。)について、相続財産に属する財産が日本国内にあるときは、管轄権を有する。

当事者は、合意により、いずれの国の裁判所に遺産の分割に関する審判事件(別表第二)の十二の項から十四の項までの事項についての審判事件をいう。第三条の十四及び第一百一十条第一項において同じ)及び特別の寄与に関する処分の審判事件(同表の十五の項の事項についての審判事件をいう。第三条の十四及び第二百十六条の二において同じ。)の申立てをすることができるかについて定めることができる。

民事訴訟法(平成八年法律第百九号)第三条の七第二項から第四項までの規定は、前項の合意について準用する。

第三条の十二 裁判所は、財産の分与に関する部分の審判事件(別表第二の四の項の事項についての審判事件をいう。第一百五十条第五号において同じ。)について、次の各号のいずれかに該当するときは、管轄権を有する。

一 夫又は妻であつた者の一方からの申立てであつて、他の一方の住所(住所がない場合は住所が知れない場合には、居所)が日本国内にあるとき。

二 夫であつた者及び妻であつた者の双方が日本国籍を有するとき。

三 日本国に住所がある夫又は妻であつた者の一方からの申立てであつて、夫であつた者及び妻であつた者が最後の共通の住所を日本国内外に有していたとき。

四 日本国に住所がある夫又は妻である方不明であるとき、他の一方の住所がある國においてされた財産の分与に関する处分に係る確定した裁判が日本国で効力を有しないときその他の日本の裁判所が審理及び裁判をすることが当事者間の衡平を図り、又は適正かつ迅速な審理の実現を確保することとなる特別の事情があると認められるとき。

(管轄が住所地により定まる場合の管轄権を有する家庭裁判所)

第四条 家事事件は、管轄が人の住所地により定まる場合において、日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときはその居所地を管轄する家庭裁判所は、管轄権を有する。

第二章 管轄

(管轄の標準時)

第三条の十五 日本の裁判所の管轄権は、家事裁判若しくは家事事件の申立てがあつた時又は裁判所が職権で家事事件の手続を開始した時を標準として定める。

(管轄権の標準時)

第三条の十四 裁判所は、第三条の二から前条までに規定する事件について日本の裁判所が管轄権を有することとなる場合(遺産の分割に関する審判事件又は特別の寄与に関する処分の審判事件についての審判事件をいう。)に於けるかについて定める。

(管轄権の標準時)

第八条 裁判所の管轄は、家事審判若しくは家事調停の申立てがあつた時又は裁判所が職権で家事事件の手続を開始した時を標準として定める。

(管轄の標準時)

第九条 裁判所は、家事事件の全部又は一部がその管轄に属しないと認めるときは、申立てにより又は職権で、これを管轄裁判所に移送する。

(移送等)

ただし、家庭裁判所は、事件を処理するために特に必要があると認めるときは、職権で、家事事件の全部又は一部を管轄権を有する家庭裁判所が職権で家事事件の手続を開始した時を標準として定める。

(管轄権の標準時)

家庭裁判所は、家事事件がその管轄に属する場合においても、次の各号に掲げる事由があるときは、職権で、家事事件の全部又は一部を当該各号に定める家庭裁判所に移送することができる。

(管轄権の標準時)

家庭裁判所は、家事事件がその管轄に属する他の審判を受ける者となるべき者の代理人若しくは補佐人であるとき、又は審問を受けることとなるとき。

(管轄権の標準時)

裁判官が事件について当事者若しくはその

(家事調停事件の管轄権)
第三条の十三 裁判所は、家事調停事件について、次の各号のいずれかに該当するときは、管轄権を有する。

一 当該調停を求める事項についての訴訟事件又は家事審判事件について日本の裁判所が管轄権を有するとき。

二 相手方の住所(住所がない場合又は住所が知れない場合には、居所)が日本国内にあるとき。

三 当事が日本の裁判所に家事調停の申立てをすることができる旨の合意をしたとき。

四 前項第三号の合意について準用する。

五 民事訴訟法第十二条の規定は、家事事件の適用しない。

(特別の事情による申立ての却下)

第三条の十四 裁判所は、第三条の二から前条までに規定する事件について日本の裁判所が管轄権を有することとなる場合(遺産の分割に関する審判事件又は特別の寄与に関する処分の審判事件についての調停事件については、第一項(第二号及び第三号に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

る家庭裁判所の管轄に属し、日本国内に居所がないとき又は居所が知れないときはその最後の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。(優先管轄)

第五条 この法律の他の規定により二以上の家庭裁判所が管轄権を有するときは、家事事件は、先に申立てを受け、又は職権で手続を開始した家庭裁判所が管轄する。

(管轄裁判所の指定)

第六条 管轄裁判所が法律上又は事実上裁判権を行なうことができないときは、その裁判所の直近上級の裁判所は、申立てにより又は職権で、管轄裁判所を定める。

(裁判官の除斥)

第十一条 裁判官は、次に掲げる場合には、その職務の執行から除斥される。ただし、第六号に掲げる場合にあっては、他の裁判所の嘱託により受託裁判官としてその職務を行うことを妨げない。

二 前二項の規定により管轄裁判所を定める裁判所が定まらないときは、その家事事件は、審判職権で、管轄裁判所を定める。

三 前二項の規定により管轄裁判所を定める裁判所に対しては、不服を申し立てることができない。

(裁判官の除斥)

第十三条 裁判所職員の除斥及び忌避

二 事件を処理するために特に必要があると認めるととき 前号の家庭裁判所以外の家庭裁判所

三 前二項の規定による移送の裁判に対する即時抗告は、執行停止の効力を有する。

四 前項の規定による移送の裁判に対する即時抗告は、執行停止の効力を有する。

五 民事訴訟法第十二条の規定は、家事事件の移送の裁判について準用する。

(裁判官の除斥)

第十四条 裁判官は、次に掲げる場合には、その職務の執行から除斥される。ただし、第六号に掲げる場合にあっては、他の裁判所の嘱託により受託裁判官としてその職務を行うことを妨げない。

一 裁判官又はその配偶者若しくは配偶者であった者が、事件の当事者若しくはその他の審判を受ける者となるべき者(審判(申立てを却下する審判を除く。)がされた場合において、その審判を受ける者となる者をいう。以下同じ。)であるとき、又は事件についてこれらとの者と共同権利者、共同義務者若しくは償還義務者の関係にあるとき。

二 裁判官が当事者又はその他の審判を受ける者となるべき者の四親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族であるとき、又はあつたとき。

三 裁判官が当事者若しくはその他の審判を受ける者となるべき者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人であるとき。

四 裁判官が事件について証人若しくは鑑定人となるたとき、又は審問を受けることとなるたとき。

五 裁判官が事件について当事者若しくはその他の審判を受ける者となるべき者の代理人若しくは補佐人であるとき、又はあつたとき。

六 裁判官が事件について仲裁判断に関与し、又は不服を申し立てられた前審の裁判に関与したとき。

前項に規定する除斥の原因があるときは、裁判所は、申立てにより又は職権で、除斥の裁判をする。

(裁判官の忌避)
第十一條 裁判官について裁判又は調停の公正を妨げる事情があるときは、当事者は、その裁判官を忌避することができる。
2 当事者は、裁判官の面前において事件について陳述をしたときは、その裁判官を忌避することはできない。ただし、忌避の原因があることを知らなかつたとき、又は忌避の原因がその後に生じたときは、この限りでない。
(除斥又は忌避の裁判及び手続の停止)

第十二条 合議体の構成員である裁判官及び家庭裁判所の一人の裁判官の除斥又は忌避についてはその裁判官の所属する裁判所が、受託裁判官として職務を行う簡易裁判所の裁判官の除斥又は忌避についてはその裁判所の所在地を管轄する地方裁判所が、裁判をする。

2 家庭裁判所及び地方裁判所における前項の裁判は、合議体である。

3 裁判官は、その除斥又は忌避についての裁判に関与することができない。

4 除斥又は忌避の申立てがあつたときは、その申立てについての裁判が確定するまで家事事件の手続を停止しなければならない。ただし、急速を要する行為については、この限りでない。

5 次に掲げる事由があるとして忌避の申立てを却下する裁判をするときは、第三項の規定は、適用しない。

二 前項第二項の規定に違反するとき。

三 最高裁判所規則で定める手続に違反するとき。

前項の裁判は、第一項及び第二項の規定にかかるわらず、忌避された受命裁判官等(受命裁判官、受託裁判官、調停委員会を組織する裁判官又は家事事件を取り扱う家庭裁判所の一人の裁判官をいう。次条第三項ただし書において同じ。)がすることができる。

7 第五項の裁判をした場合には、第四項本文の規定にかかるわらず、家事事件の手続は停止しない。

8 除斥又は忌避を理由があるとする裁判に対しでは、不服を申し立てることができない。

9 除斥又は忌避の申立てを却下する裁判に対しでは、即時抗告をすることができる。

(裁判所書記官の除斥及び忌避)

第十三条 裁判所書記官の除斥及び忌避については、第十条、第十一条並びに前条第三項、第五項、第八項及び第九項の規定を準用する。

2 裁判所書記官について除斥又は忌避の申立てが立ったときは、その裁判所書記官は、その申立てについての裁判が確定するまでその申立てがあつた家事事件に関与することができない。

3 裁判所書記官の除斥又は忌避についての裁判は、裁判所書記官の所属する裁判所がする。ただし、前項ただし書の裁判は、受命裁判官等(受命裁判官、受託裁判官、調停委員会を組織する裁判官又は家事事件を取り扱う家庭裁判所の一人の裁判官をいう。)がする。

2 参与員の除斥及び忌避

3 第十条、第十二条並びに第十二条第二項、第八項及び第九項の規定を準用する。

第十四条 参与員の除斥及び忌避については、第十二条、第十三条並びに第十二条第二項、第八項及び第九項の規定を準用する。

2 参与員について除斥又は忌避の申立てがあつたときは、その参与員は、その申立てについての裁判が確定するまでその申立てがあつた家事事件に関与することができない。ただし、第十二条第五項各号に掲げる事由があるとして忌避の申立てを却下する裁判があつたときは、この限りでない。

3 参与員の除斥又は忌避についての裁判は、参与員の所属する家庭裁判所がする。ただし、前項ただし書の裁判は、受命裁判官(受命裁判官の手続に立ち会う参与員が忌避の申立てを受けたとき)又は家事事件を取り扱う家庭裁判所の一人の裁判官がする。

4 第十五条 家事調停官の除斥及び忌避については、第十条、第十二条並びに第十二条第二項から第四項まで、第八項及び第九項の規定を準用する。

2 第十二条第五項各号に掲げる事由があるとして忌避の申立てを却下する裁判があつたときは、前項において準用する同条第四項本文の規定にかかるわらず、家事事件の手續は停止しない。

3 家事調停官の除斥又は忌避についての裁判は、前項において準用する同条第四項本文の規定にかかるわらず、家事事件の手續は停止しない。

4 第十六条 家庭裁判所調査官及び家事調停委員の除斥については、第十条並びに第十二条第二項、第十三条、裁判所書記官の除斥及び忌避については、第十条、第十一条並びに前条第三項、第五項、第八項及び第九項の規定を準用する。

2 裁判所書記官について除斥又は忌避の申立てが立ったときは、その裁判所書記官は、その申立てについての裁判が確定するまでその申立てがあつた家事事件に関与することができない。

3 裁判所書記官の除斥又は忌避についての裁判は、裁判所書記官の所属する裁判所がする。ただし、前項の裁判は、忌避された家事調停官がする。

2 第十七条 当事者能力及び手続行為能力(当事者能力及び手続行為能力の原則等)

3 調査官又は家事調停委員は、その申立てについての裁判が確定するまでその申立てがあつた家事事件に関与することができない。

2 家庭裁判所調査官又は家事調停委員の除斥についての裁判は、家庭裁判所調査官又は家事調停委員の所属する裁判所がする。

3 第十八条 親権を行ふ者は後見人は、第百八十九条(この法律の他の規定において準用する場合を含む。)又は第二百五十二条第一項の規定により未成年者又は成年被後見人が法定代理人人に由らすに自ら手続行為をすることができる場合であつても、未成年者又は成年被後見人を代理して手続行為をすることができる。ただし、家庭裁判所調査官又は家事調停委員の除斥についての裁判は、家庭裁判所調査官又は家事調停委員の所属する裁判所がする。

2 第十九条 裁判長は、未成年者又は成年被後見人について、法定代理人がない場合又は法定代理人人が代理権を行うことができない場合において、家事事件の手續が遅滞することにより損害が生ずるおそれがあるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、特別代理人を選任することができる。

3 第二十条 別表第一に掲げる事項についての審判事件においては、法定代理権の消滅は、本人又は代理人から他方の当事者に通知しなければならない。家事調停事件においても、同様とする。

2 第二十一条 法人の代表者及び補佐人は財團又は財團で当事者能力を有するものの代表者又は管理人については、この法律中法定代理及び法定代理人に関する規定を準用する。

3 第二十二条 手続代理人の資格(手続代理人の資格)

2 第二十三条 法令により裁判上の行為をすることができる代理人のほか、弁護士でなければ手続

代理人となることができない。ただし、家庭裁判所においては、その許可を得て、弁護士でない者を手続代理人とすることができる。
2 前項ただし書の許可は、いつでも取り消すことができる。（裁判長による手続代理人の選任等）

第二十三条 手続行為につき行為能力の制限を受けた者が第一百八条（この法律の他の規定において準用する場合を含む。）又は第二百五十二条第一項の規定により手続行為をしようとする場合において必要があると認めるときは、裁判長は、申立てにより、弁護士を手続代理人に選任することができる。

2 手続行為につき行為能力の制限を受けた者が前項の申立てをしない場合においても、裁判長は、弁護士を手続代理人に選任すべき旨を命じ、又は職権で弁護士を手続代理人に選任することができる。

3 前二項の規定により裁判長が手続代理人に選任した弁護士に対し手続行為につき行為能力の制限を受けた者が支払うべき報酬の額は、裁判所が相当と認める額とする。（手続代理人の代理権の範囲）

第二十四条 手続代理人は、委任を受けた事件について、参加、強制執行及び保全処分に関する行為をし、かつ、弁済を受領することができます。

2 手続代理人人は、次に掲げる事項については、特別の委任を受けなければならない。ただし、家事調停の申立てでその他の家事調停の手続の進行について委任を受けている場合において、第二号に掲げる手続行為をするときは、この限りでない。

1 一家事審判又は家事調停の申立ての取下げ（第二百六十八条第一項若しくは第二百七十九条第一項の合意、第二百七十七条第一項に規定する調停条項案の受諾又は第二百八十六条第八項の共同の申出）に対する即時抗告、第九十四条第一項（第二百八十八条において準用する場合を含む。）の抗告、第九十七条第二項（第二百八十八条において準用する場合を含む。）の申立て又は第二百七十九条第一項若しくは第二百八十六条第一項の異議（前号の抗告（即時抗告を含む。）、申立て又は異議の取下げ）

2 申立ての手続行為につき行為能力の制限を受けた者が前項の申立てをしない場合においても、裁判長は、申立てにより、弁護士を手続代理人に選任することができる。

3 前二項の規定により裁判長が手続代理人に選任することができる。（手続代理人の代理権の範囲）

第二十五条 手続代理人の代理権の消滅は、家事審判事件（別表第二に掲げる事項についてのものに限る。）及び家事調停事件においては本人又は代理人から他方の当事者に、その他の家事事件においては本人又は代理人から裁判所に通知しなければ、その効力を生じない。（手続代理人及びその代理権に関する民事訴訟法の準用）

第二十六条 民事訴訟法第三十四条（第三項を除く。）及び第五十六条から第五十八条まで（同条第三項を除く。）の規定は、手続代理人及び（補佐人）その代理権について準用する。

第六章 手続費用

第一節 手続費用の負担

第二十七条 家事事件の手続における補佐人については、民事訴訟法第六十条の規定を準用する。

第二十八条 手続費用（家事審判に関する手続の費用（以下「審判費用」という。）及び家事調停に関する手続の費用（以下「調停費用」という。）をいう。以下同じ。）は、各自の負担とする。

2 裁判所は、事情により、前項の規定によれば当事者及び利害関係参加人（第四十二条第七項に規定する利害関係参加人をいう。第一号において同じ。）がそれぞれ負担すべき手続費用の全部又は一部を、その負担すべき者以外の者であつて次に掲げるものに負担させることができる。

1 当事者又は利害関係参加人

2 前号に掲げる者以外の審判を受ける者となるべき者

3 前号に掲げる者に準ずる者であつて、その裁判により直接に利益を受けるもの

4 前号に掲げる者の取下げ又は補助手続費用は、国庫の負担とする。（手続費用の負担の裁判等）

5 前号に掲げる者の取下げ又は補助手続費用は、職権で、その審級における審判費用（調停費用は、国庫の負担とする。）

3 手続代理人の代理権は、制限することができない。ただし、弁護士でない手続代理人については、この限りでない。事件により、事件の一部又は中間の争いに関する裁判において、その費用についての負担の裁判をすることができる。（手続代理人の代理権の消滅の通知）

第二十五条 手続代理人の代理権の消滅は、家事審判事件（別表第二に掲げる事項についてのものに限る。）及び家事調停事件においては本人又は代理人から他方の当事者に、その他の家事事件においては本人又は代理人から裁判所に通知しなければならない。事件により、事件の一部又は中間の争いに関する裁判において、その費用についての負担の裁判をすることができる。（手続代理人の代理権の消滅の通知）

4 前三項の規定は、法令により裁判上の行為をすることができる代理人の権限を妨げない。

2 上級の裁判所が本案の裁判を変更する場合に手続の総費用（調停手続を経ている場合においては、調停費用を含む。）について、その負担の裁判をしなければならない。事件の差戻し又は移送を受けた裁判所がその事件を完結する裁判をする場合も、同様とする。

3 調停が成立した場合において、調停費用（審判手続を経ている場合においては、審判費用を含む。）の負担について特別の定めをしなかつたときは、その費用は、各自が負担する。

4 第二百四十四条の規定により調停を行うことができる事件についての訴訟が係属する裁判所が第二百五十七条第二項又は第二百七十四条第一項の規定により調停に付した場合において、調停が成立し、その訴訟についての訴訟費用の負担について特別の定めをしなかつたときは、その費用は、各自が負担する。

2 前項において準用する民事訴訟法第六十九条第三項の規定による即時抗告並びに同法第七十一条第五項（前項において準用する同法第七十二条後段において準用する場合を含む。）、第七十三条第二項及び第七十四条第二項の異議の申立てについての裁判に対する即時抗告は、執行停止の効力を有する。

第二節 手続上の救助

第三十二条 家事事件の手続の準備及び追行に必要な費用を支払う資力がない者又はその支払により生活に著しい支障を生ずる者に対しては、裁判所は、申立てにより、手続上の救助の裁判をすることができる。ただし、救助を求める者が不當な目的で家事審判又は家事調停の申立てについて、裁判所は、申立てにより、手続上の救助の裁判をすることができる。ただし、救助を求める者が不當な目的で家事審判又は家事調停の申立てについて、裁判所は、申立てにより、手続上の救助の裁判をすることができる。

第三十三条 家事事件の手続の準備及び追行に必要な費用を支払う資力がない者又はその支払により生活に著しい支障を生ずる者に対しては、裁判所は、申立てにより、手続上の救助の裁判をすることができる。

第三十四条 家事事件の手続は、公開しない。（手続の非公開）

第三十五条 家事事件の手続の期日の指定及び変更は、職権で、裁判長が行う。

2 家事事件の手続の期日は、やむを得ない場合に限り、日曜日その他の一般の休日に指定することができる。

3 家事事件の手続の期日の変更は、顕著な事由がある場合に限り、することができる。

停手続を経ている場合にあっては、調停費用を含む。）の全部について、その負担の裁判をしなければならない。ただし、事情により、事件の一部又は中間の争いに関する裁判において、その費用についての負担の裁判をすることができる。

2 上級の裁判所が本案の裁判を変更する場合に手続の総費用（調停手続を経ている場合においては、調停費用を含む。）について、その負担の裁判をしなければならない。事件の差戻し又は移送を受けた裁判所がその事件を完結する裁判をする場合も、同様とする。

3 上級の裁判所が本件の裁判を変更する場合に手続の総費用（調停手続を経ている場合においては、調停費用を含む。）について、その負担の裁判をしなければならない。事件の差戻し又は移送を受けた裁判所がその事件を完結する裁判をする場合も、同様とする。

4 前二項において準用する民事訴訟法第六十九条第三項まで」とあるのは、「第七項まで」と、「準用する。この場合において、同条第二項中「訴訟費用の負担の裁判が確定した」とあるのは、「訴訟が完結した」と読み替えるものとする」とあるのは、「準用する」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する民事訴訟法第六十九条第三項まで」とあるのは、「第七項まで」と、「準用する。この場合において、同条第二項第一項において準用する」とあるのは、「準用する」と読み替えるものとする。

3 上級の裁判所が本件の裁判を変更する場合に手続の総費用（調停手続を経ている場合においては、調停費用を含む。）について、その負担の裁判をしなければならない。事件の差戻し又は移送を受けた裁判所がその事件を完結する裁判をする場合も、同様とする。

4 第二百四十四条の規定により調停を行うことができる事件についての訴訟が係属する裁判所が第二百五十七条第二項又は第二百七十四条第一項の規定により調停に付した場合において、調停が成立し、その訴訟についての訴訟費用の負担について特別の定めをしなかつたときは、その費用は、各自が負担する。

2 前項において準用する民事訴訟法第六十九条第三項の規定による即時抗告並びに同法第七十一条第五項（前項において準用する同法第七十二条後段において準用する場合を含む。）、第七十三条第二項及び第七十四条第二項の異議の申立てについての裁判に対する即時抗告は、執行停止の効力を有する。

第二節 手続上の救助

第三十二条 家事事件の手続の準備及び追行に必要な費用を支払う資力がない者又はその支払により生活に著しい支障を生ずる者に対しては、裁判所は、申立てにより、手続上の救助の裁判をすることができる。ただし、救助を求める者が不當な目的で家事審判又は家事調停の申立てについて、裁判所は、申立てにより、手続上の救助の裁判をすることができる。

第三十三条 家事事件の手続は、公開しない。（手続の非公開）

第三十五条 家事事件の手続の期日の指定及び変更は、職権で、裁判長が行う。

2 家事事件の手続の期日は、やむを得ない場合に限り、日曜日その他の一般の休日に指定することができる。

3 家事事件の手続の期日の変更は、顕著な事由がある場合に限り、することができる。

取下げ」と、同条第二項中「第六十一条から第六十六条まで及び」とあるのは、「家事事件手続法第三十一条第一項において準用する」と、「について、同条第二項の規定は前項の申立てについて」とあるのは、「について」と、「第八項まで」とあるのは、「第七項まで」と、「準用する。この場合において、同条第二項中「訴訟費用の負担の裁判が確定した」とあるのは、「読み替えるものとする」とあるのは、「準用する」と読み替えるものとする。

2 上級の裁判所が本件の裁判を変更する場合に手続の総費用（調停手続を経ている場合においては、調停費用を含む。）について、その負担の裁判をしなければならない。事件の差戻し又は移送を受けた裁判所がその事件を完結する裁判をする場合も、同様とする。

3 上級の裁判所が本件の裁判を変更する場合に手続の総費用（調停手続を経ている場合においては、調停費用を含む。）について、その負担の裁判をしなければならない。事件の差戻し又は移送を受けた裁判所がその事件を完結する裁判をする場合も、同様とする。

4 前二項において準用する民事訴訟法第六十九条第三項まで」とあるのは、「第七項まで」と、「準用する。この場合において、同条第二項第一項において準用する」とあるのは、「読み替えるものとする」とあるのは、「準用する」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する民事訴訟法第六十九条第三項まで」とあるのは、「第七項まで」と、「準用する。この場合において、同条第二項第一項において準用する」とあるのは、「読み替えるものとする」とあるのは、「準用する」と読み替えるものとする。

3 上級の裁判所が本件の裁判を変更する場合に手続の総費用（調停手続を経ている場合においては、調停費用を含む。）について、その負担の裁判をしなければならない。事件の差戻し又は移送を受けた裁判所がその事件を完結する裁判をする場合も、同様とする。

4 第二百四十四条の規定により調停を行うことができる事件についての訴訟が係属する裁判所が第二百五十七条第二項又は第二百七十四条第一項の規定により調停に付した場合において、調停が成立し、その訴訟についての訴訟費用の負担について特別の定めをしなかつたときは、その費用は、各自が負担する。

2 前項において準用する民事訴訟法第六十九条第三項の規定による即時抗告並びに同法第七十一条第五項（前項において準用する同法第七十二条後段において準用する場合を含む。）、第七十三条第二項及び第七十四条第二項の異議の申立てについての裁判に対する即時抗告は、執行停止の効力を有する。

第二節 手続上の救助

第三十二条 家事事件の手続の準備及び追行に必要な費用を支払う資力がない者又はその支払により生活に著しい支障を生ずる者に対しては、裁判所は、申立てにより、手続上の救助の裁判をすることができる。ただし、救助を求める者が不當な目的で家事審判又は家事調停の申立てについて、裁判所は、申立てにより、手続上の救助の裁判をすることができる。

第三十三条 家事事件の手続は、公開しない。（手続の非公開）

第三十五条 家事事件の手続の期日の指定及び変更は、職権で、裁判長が行う。

2 家事事件の手続の期日は、やむを得ない場合に限り、日曜日その他の一般の休日に指定することができる。

3 家事事件の手続の期日の変更は、顕著な事由がある場合に限り、することができる。

4 期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

5 民事訴訟法第九十四条第三項及び第九十五条から第九十七条までの規定は、家事事件の手続の期日及び期間について準用する。この場合に規定する方法とあるのは、「呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知」と読み替えるものとする。(手続の併合等)

第三十五条 裁判所は、家事事件の手続を併合し、又は分離することができる。

2 裁判所は、前項の規定による裁判を取り消すことができる。

3 裁判所は、当事者を異にする家事事件について手続の併合を命じた場合において、その前に尋問をした証人について、尋問の機会がなかった当事者が尋問の申出をしたときは、その尋問をしなければならない。

第三十六条 送達及び家事事件の手続の中止について

5 一項の規定による公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示する。

2 前項の規定による公示送達は、裁判所書記官が申立てについては、その裁判所書記官の所属する裁判所が裁判をする。

3 第三十八条 電子情報処理組織による申立て等他の申述(以下この条及び次条において「申立て等」という。)のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等(書面、書類、文書、譲本、原本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。)をもつてするものとされているものであつて、最高裁判所の定める裁判所に対するもの(当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものと含む)については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織(裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置)を含む。以下この項及び第三項において同じ。)と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を用いてすることができる。

4 第二項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもつてするものとして規定した申立て等に關する法令の規定に規定する書面等をもつてされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

5 第一項の場合において、当該申立て等に關する他の法令の規定により署名等(署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。)をすることがとされているものについては、当該申立て等を講じなければならぬ。

2 第二項の規定によりされた申立て等に係るこの法律の他の規定による家事事件の記録の閲覧若しくは譲写又はその正本、譲本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもつてするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付ができる。

3 第三十九条 家事事件の手続における申立て等の申立てについては、その裁判所書記官の所属する裁判所が裁判をしては、即時抗告をすることができる。

4 第三十八条 電子情報処理組織による申立て等他の申述(以下この条及び次条において「申立て等」という。)のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等(書面、書類、文書、譲本、原本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。)をもつてするものとされているものであつて、最高裁判所の定める裁判所に対するもの(当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものと含む)については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織(裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置)を含む。以下この項及び第三項において同じ。)と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を用いてすることができる。

5 第二項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもつてするものとして規定した申立て等に關する法令の規定に規定する書面等をもつてされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

6 第二項の規定により署名等(署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。)をすることがとされているものについては、当該申立て等を講じなければならぬ。

2 第三十九条 家庭裁判所は、この編に定めるとおりに、別表第一及び別表第二に掲げる事項並びに同編に定める事項について、審判をすることができる。

3 第四十一条 家庭裁判所は、参与員の意見を聴いて、審判をする。ただし、家庭裁判所が相当と認めるとときは、その意見を聴かないで、審判をすることができる。

4 第二編 家事審判に関する手続

第一章 総則

第一節 家事審判の手続

(審判事項)

2 第二款 通則

3 第四十二条 家庭裁判所は、参与員の意見を聴いて、審判をする。ただし、家庭裁判所が相当と認めるとときは、その意見を聴かないで、審判をすることができる。

4 第四十三条 家庭裁判所は、参与員を家事審判の手続の期日に立ち会わせることができる。

5 第四十四条 家庭裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聽いて、最高裁判所規則で定めるとおりに、家庭裁判所及び当事者双方が参与員との間で音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって、参与員に家事審判の手続の期日に立ち会わせ、当該期日における行為を行わせることができる。

2 第四十四条 家庭裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聽いて、最高裁判所規則で定めるとおりに、家庭裁判所及び当事者双方が参与員との間で音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって、参与員に家事審判の手続の期日に立ち会わせ、当該期日における行為を行わせることができる。

3 第四十五条 参与員は、家庭裁判所の許可を得て、第一項の意見を述べるために、申立人が提出した資料の内容について、申立人から説明を聴くことができる。ただし、別表第二に掲げる事項についての審判事件においては、この限りでない。

4 第四十六条 参与員の員数は、各事件について一人以上とする。

5 第四十七条 参与員は、毎年あらかじめ家庭裁判所の選任した者の中から、事件ごとに家庭裁判所が指定する。

7 前項の規定により選任される者の資格、員数その他同項の規定による選任に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

8 参与員には、最高裁判所規則で定める額の旅費、日当及び宿泊料を支給する。

(当事者参加)

2 家庭裁判所は、相当と認めるときは、当事者の申立てにより又は職権で、他の当事者となる資格を有する者(審判を受ける者となるべき者に限る)を、当事者として家事審判の手続に参加させることができる。

3 第一項の規定による参加の申出及び前項の申立ては、参加の趣旨及び理由を記載した書面でしなければならない。

4 第一項の規定による参加の申出を却下する裁判に対しても、即時抗告をすることができる。

(利害関係参加)

2 家庭裁判所は、相当と認めるべき者は、家事審判を受ける者となるべき者は、家庭裁判所の許可を得て、家事審判の手続に参加することができる。

3 家庭裁判所は、相当と認めるときは、職権で、審判の結果により直接の影響を受けるもの又は当事者となる資格を有するものは、家庭裁判所の許可を得て、家事審判の手続に参加することができる。

4 前条第三項の規定は、第一項の規定による参加の申出及び第二項の規定による参加の許可の申立てについて準用する。

5 家庭裁判所は、第一項又は第二項の規定により家事審判の手続に参加しようとする者が未成年者である場合において、その者の年齢及び発達の程度その他切の事情を考慮してその者が当該家事審判の手続に参加することはその者の利益を害すると認めるとときは、第一項の規定による参加の申出又は第二項の規定による参加の許可の申立てを却下しなければならない。

6 第一項の規定による参加の申出を却下する裁判(前項の規定により第一項の規定による参加の申出を却下する裁判を含む。)に対しては、即時抗告をすることができる。

7 第一項から第三項までの規定により家事審判の手続に参加した者(以下「利害関係参加人」)

という。)は、当事者がすることができる手続行為(家事審判の申立ての取下げ及び変更並びに裁判に対する不服申立て及び裁判所書記官の処分に対する異議の取下げを除く。)をすることが可能である。ただし、裁判に対する不服申立て及び裁判所書記官の処分に対する異議の申立てについては、利害関係参加人が不服申立て又は異議の申立てに関するこの法律の他の規定によりすることができる場合に限る。

(手続からの排除)

第四十三条 家庭裁判所は、当事者となる資格を有しない者及び当事者である資格を喪失した者を家事審判の手続から排除することができる。

2 前項の規定による排除の裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

(法令により手続を続行すべき者による受継)

第四十四条 当事者が死亡、資格の喪失その他の事由によって家事審判の手続を続行することができない場合には、法令により手続を続行する資格のある者は、その手続を受け継がなければならぬ。

2 法令により手続を続行する資格のある者が前項の規定による受継の申立てをした場合において、その申立てを却下する裁判がされたときは、当該裁判に対し、即時抗告をすることができる。

3 第一項の場合には、家庭裁判所は、他の当事者の申立てにより又は職権で、法令により手続を続行する資格のある者に家事審判の手続を受け継がせることができる。

(他の申立権者による受継)

第四十五条 家事審判の申立て人が死亡、資格の喪失その他の事由によってその手続を続行することができない場合において、法令により手続を続行する資格のある者がないときは、当該家事審判の申立てをすることができる者は、その手続を受け継ぶことができる。

2 家庭裁判所は、前項の場合において、必要があると認めるときは、職権で、当該家事審判の申立てをすることができる者に、その手続を受け継ぶことができる。

3 第一項の規定による受継の裁判は、第一項の事由が生じた日から一月以内にしなければならない。

(調書の作成等)

第四十六条 裁判所書記官は、家事審判の手続の期日について、調書を作成しなければならない

い。ただし、証拠調べの期日以外の期日については、裁判長においてその必要がないと認めるときは、その経過の要領を記録上明らかにすることをもって、これに代えることができる。

(記録の閲覧等)

第四十七条 当事者は利害関係を疎明した第三者は、家庭裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、家事審判事件の記録の閲覧若しくは譲写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は家事審判事件に関する事項の証明書の交付(第二百八十九条第六項において「記録の閲覧等」という)を請求することができる。

2 前項の規定は、家事審判事件の記録中の録音テープ又はビデオテープ(これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含む。)に関する事項において、当事者は、適用しない。この場合において、当事者は又は利害関係を疎明した第三者は、家庭裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、これらの複製を請求することができる。

2 前項の規定は、当事者から前二項の規定による許可の申立てがあつたときは、これを許可しなければならない。

3 家庭裁判所は、当事者から前二項の規定による許可の申立てがあつたときは、これを許可しなければならない。

4 家庭裁判所は、事件の関係人である未成年者の私生活若しくは業務の平穀を害するおそれ又は当事者若しくは第三者の私生活についての重大な秘密が明らかにされることにより、その者の利益を害するおそれ、当事者若しくは第三者が社会生活を當むのに著しい支障を生じ、若しくはその者の名聲を著しく害するおそれがあると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同項の申立てを許可しないことができる。

3 第一項の場合には、家庭裁判所は、二以上の事項について審判を請求しなければならない。

4 家庭裁判所は、利害関係を疎明した第三者から第一項又は第二項の規定による許可の申立てを不适当とする特別の事情があると認められるとときも、同様とする。

5 家庭裁判所は、利害関係を疎明した第三者から第一項又は第二項の規定による許可の申立てがあった場合において、その申立てを却下した場合は、裁判長は、相当の期間を定め、その事実上及び法律上の原因に基づくときは、同一の申立てにより求めることができる。

6 審判書その他の裁判書の正本、謄本若しくは抄本又は家事審判事件に関する事項の証明書については、当事者は、第一項の規定にかかる法律(昭和四十六年法律第四十号)の規定に従い家事審判の申立てに付する手数料を納付しない場合について準用する。

(申立ての変更)

第五十条 申立て人は、申立ての基礎に変更がない限り、申立ての趣旨又は理由を変更することができる。

の執務に支障があるときは、することができる。8 第三項の申立てを却下した裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

9 前項の規定による即時抗告が家事審判の手続を不当に遅滞させることを目的としたものであると認められるときは、原裁判所は、その即時抗告を却下しなければならない。

10 前項の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

(検察官に対する通知)

第四十八条 裁判所その他の官庁、検察官又は吏員は、その職務上検察官の申立てにより審判をすべき場合が生じたことを知ったときは、管轄権を有する家庭裁判所に対応する検察官の検察官にその旨を通知しなければならない。

第二款 家事審判の申立て

(申立ての方式等)

第四十九条 家事審判の申立てでは、申立て書(以下「家事審判の申立て書」という。)を家庭裁判所に提出してしなければならない。

2 家事審判の申立て書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

1 一 当事者及び法定代理人

2 二 申立ての趣旨及び理由

3 申立て人は、二以上の事項について審判を請求する場合において、これらの事項についての家庭裁判の手続が同種であり、これらの事項が同一の申立てにより求めることができる。

4 家事審判の申立て書が第二項の規定に違反する場合には、裁判長は、相当の期間を定め、その事実上及び法律上の原因に基づくときは、同一の申立てにより求めることができる。

5 前項の場合において、申立て人が不備を補正しないときは、裁判長は、命令で、家事審判の申立て書を却下しなければならない。

6 前項の命令に対しては、即時抗告をすることができる。

7 民事訴訟法第百三十七条の二の規定は、申立て人が民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)の規定に従い家事審判の申立ての手数料を納付しない場合について準用する。

4 四項において準用する場合を含む。)の規定により審理を終結した後は、この限りでない。	2 申立ての趣旨又は理由の変更は、家庭裁判所の手続の期日においてする場合を除き、書面でしなければならない。
3 家庭裁判所は、申立ての趣旨又は理由の変更が不適法であるときは、その変更を許さない旨の裁判をしなければならない。	4 申立ての趣旨又は理由の変更により家庭裁判所の手続が著しく遅延となるときは、家庭裁判所は、その変更を許さない旨の裁判をすることができる。
2 前項の規定により立ち会わせた家庭裁判所調査官は、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則による手続の期日において、その結果が当事者による家庭裁判所の手続の追行に重要な変更を生じ得るものと認めることは、当事者の意見を述べさせることができる。	3 第三款 家事審判の手続の期日 (事件の関係人の呼出し) 第五十一条 家庭裁判所は、家事審判の手続の期日に事件の関係人を呼び出すことができる。 2 呼出しを受けた事件の関係人は、家事審判の手続の期日に出頭しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、代理人を出頭させることができる。 3 前項の事件の関係人が正当な理由なく出頭しないときは、家庭裁判所は、五万円以下の過料に処する。 (裁判長の手続指揮權)
2 裁判長が手続を指揮する。	2 第五十二条 家事審判の手続の期日においては、裁判長が手続を指揮する。
3 当事者が家事審判の手続の期日における裁判長の指揮に関する命令に対し異議を述べたときは、家庭裁判所は、その異議について裁判をすることは、家庭裁判所は、その異議について裁判をする。	3 第五十三条 家庭裁判所は、受命裁判官による手続の期日における手続を行わせることができる。ただし、事実の調査及び証拠調べについては、第六十一条第三項の規定又は第六十四条第一項において準用する民事訴訟法第二編第四章第一節から第六節までの規定により受命裁判官が事実の調査又は証拠調べを行う場合に限る。
2 前項の場合は、家庭裁判所及び裁判長の職務は、その裁判官が行う。	2 第五十四条 家庭裁判所は、相当地認めるときは、家事審判の手続の期日に家庭裁判所調査官を立ち会わせることができる。

2 前項の規定により立ち会わせた家庭裁判所調査官は、前項の規定により立ち会わせた家庭裁判所調査官の立会い等の他の措置(通訳人の立会い等の他の措置)とみなす。	2 第五十五条 家事審判の手続の期日における手続(証拠調べを除く。)を行うことができる。
2 家事審判の手続の期日に出頭しないで前項の手続に関与した者は、その期日に出頭したものとみなす。	2 ができない。
3 第五十六条 家庭裁判所は、職権で事実の調査をし、かつ、申立てにより又は職権で、必要と認めめる証拠調べをしなければならない。	3 ができない。
2 当事者は、適切かつ迅速な審理及び審判の実現のため、事実の調査及び証拠調べに協力するものとする。	3 ができない。
2 第五十七条 疎明は、即時に取り調べることができる資料によつてしなければならない。	4 第五十七条 疎明は、これを当事者及び利害関係参加人に通知しなければならない。

2 第五十八条 家庭裁判所は、家庭裁判所調査官による事実の調査をさせることができる。	2 第五十八条 家庭裁判所は、他の家庭裁判所又は簡易裁判所に事実の調査を嘱託することができない。
2 急迫の事情があるときは、裁判長が、前項の措置をとらせることがある。	3 第五十九条 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、家庭裁判所調査官の立会い等の他の措置(通訳人の立会い等の他の措置)とみなす。
2 第五十九条 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、家事審判の手続の期日に家庭裁判所調査官を立ち会わせることができる。	2 第六十条 家庭裁判所は、家庭裁判所調査官の立会い等の他の措置(通訳人の立会い等の他の措置)とみなす。
2 第六十一条 家庭裁判所は、他の家庭裁判所又は簡易裁判所に事実の調査を嘱託することができない。	3 第六十二条 家庭裁判所は、家庭裁判所調査官による事実の調査の結果を書面又は口頭で家庭裁判所に報告するものとする。
2 第六十二条 家庭裁判所は、前項の規定による報告に意見を付することができる。	4 第六十三条 家庭裁判所は、家庭裁判所調査官の立会い等の他の措置(通訳人の立会い等の他の措置)とみなす。

2 第六十三条 家庭裁判所は、家庭裁判所調査官による事実の調査をさせることができる。	2 第六十三条 家庭裁判所は、家庭裁判所調査官による事実の調査をした場合において、その結果が当事者による家庭裁判所の手続の追行に重要な変更を生じ得るものと認めるときは、これを当事者及び利害関係参加人に通知しなければならない。
2 第六十四条 家庭裁判所は、相当地認めるときは、家事審判の手続の期日に家庭裁判所調査官を立ち会わせることができる。	3 第六十四条 家庭裁判所は、家庭裁判所調査官による事実の調査の結果を書面又は口頭で家庭裁判所に報告するものとする。
2 第六十五条 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、家庭裁判所調査官の立会い等の他の措置(通訳人の立会い等の他の措置)とみなす。	4 第六十五条 家庭裁判所は、家庭裁判所調査官による事実の調査をさせることができる。
2 第六十六条 家庭裁判所は、家庭裁判所調査官による事実の調査をさせることができる。	5 第六十六条 家庭裁判所は、家庭裁判所調査官による事実の調査をさせることができる。
2 第六十七条 家庭裁判所は、家庭裁判所調査官による事実の調査をさせることができる。	6 第六十七条 家庭裁判所は、家庭裁判所調査官による事実の調査をさせることができる。

失させ、その他これを使用することができない。したとき、又は検証を妨げる目的で検証の目的を滅失させ、その他これを使用することができないようにしたとき。
当事者が次の各号のいずれかに該当するときは、家庭裁判所は、十万円以下の過料に処する。

一 正當な理由なく第一項において準用する民事訴訟法第二百二十九条第二項（同法第二百三十一条において準用する場合を含む。）において準用する同法第二百二十三条第一項の規定による提出の命令に従わないとき。

二 対照の用に供することを妨げる目的で対照の用に供すべき筆跡又は印影を備える文書その他の物件を滅失させ、その他これを使用することができないようにしたとき。

三 第一項において準用する民事訴訟法第二百二十九条第三項（同法第二百三十一条において準用する場合を含む。）の規定による決定に正當な理由なく従わないとき、又は当該決定に係る対照の用に供すべき文字を書体を変えて筆記したとき。

四 家庭裁判所は、当事者本人を尋問する場合には、その当事者に対し、家庭審判の手続の期日に出頭することを命ぜることができる。

五 民事訴訟法第二百九十二条から第二百九十四条までの規定は前項の規定により出頭を命じられた当事者が正當な理由なく出頭しない場合について、同法第二百九条第一項及び第二項の規定は出頭した当事者が正當な理由なく宣誓又は陳述を拒んだ場合について準用する。

第六款 家事審判の手続における子の意思の把握等

第六十五条 家庭裁判所は、親子、親権又は未成年後見に関する家事審判その他の未成年者である子（未成年被後見人を含む。以下この条において同じ。）がその結果により影響を受ける家庭審判の手続においては、子の陳述の聴取、家庭裁判所調査官による調査その他の適切な方法により、子の意思を把握するように努め、審判をするに当たり、子の年齢及び発達の程度に応じて、その意思を考慮しなければならない。

第六款 家事調停をすることができる事項についての家事審判の手続の特別

（合意管轄）

第六十六条 別表第二に掲げる事項についての審判事件は、この法律の他の規定により定める家

庭裁判所のほか、当事者が合意で定める家庭裁判所の管轄に属する。

（民事審判の申立書の写しの送付等）
民事審判法第十一條第二項及び第三項の規定は、前項の合意について準用する。

第六十七条 別表第二に掲げる事項についての家庭裁判所の申立てがあつた場合には、家庭裁判所は、申立てが不適法であるとき又は申立てに理由がないことが明らかになると認められるときは、家庭審判の申立てを相手方に送付しなければならない。ただし、家庭審判の手続の円滑な進行を妨げるおそれがあると認められるときは、家庭審判の申立てがあつたことを通知することをもつて、家庭審判の申立書の写しの送付に代えることができる。

2 第四十九条第四項から第六項までの規定は、前項の規定による家庭審判の申立書の写しの交付又はこれに代わる通知をすることができない場合について準用する。

3 裁判長は、第一項の規定による家庭審判の申立書の写しの送付又はこれに代わる通知の費用の予納を相当の期間を定めて申立人に命じた場合において、その予納がないときは、命令で、家庭審判の申立書を却下しなければならない。

4 前項の命令に対しては、即時抗告をすることができる。（陳述の聴取）

第六十八条 家庭裁判所は、別表第二に掲げる事項についての家庭審判の手続においては、申立てが不適法であるとき又は申立てに理由がないことが明らかになると認められるときは、家庭審判の申立てを除外することができる。

（審問の期日）

第六十九条 別表第二に掲げる事項についての家庭審判の手続においては、家庭裁判所が審問の期日を開いて当事者の陳述を聴くことにより事実の調査をするときは、他の当事者は、当該期日に立ち会うことができる。ただし、当該他の当事者が当該期日に立ち会うことにより事実の調査に支障を生ずるおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（事実の調査の通知）

第七十条 家庭裁判所は、別表第二に掲げる事項についての家庭審判の手続において、事実の調査をしたときは、特に必要がないと認める場合を除き、その旨を当事者及び利害関係参加人に通知しなければならない。

（審判の終結）

第七十一条 家庭裁判所は、別表第二に掲げる事項についての家庭審判の手続においては、申立てが不適法であるとき又は申立てに理由がないことが明らかになると認められるときは、家庭審判の手続の期日においては、直ちに審理を終結する旨を宣言することができる。

（審判日）

第七十二条 家庭裁判所は、前項の規定により審理を終結したときは、審判をする日を定めなければならない。

第七十三条 家庭裁判所は、家庭審判事件が裁判をするのに熟したときは、審判をする。

2 家庭裁判所は、家庭審判事件の一部が裁判をするのに熟したときは、その一部について審判をするのに熟したときは、その一部について審判をすることができる。手続の併合を命じた数個の家庭審判事件中その一が裁判をするのに熟したときも、同様とする。（審判の告知及び効力の発生等）

第七十四条 審判は、特別の定めがある場合を除き、当事者及び利害関係参加人並びにこれら者以外の審判を受ける者に対し、相当と認める方法で告知しなければならない。

2 審判（申立てを却下する審判を除く。）は、特別の定めがある場合を除き、審判を受ける者（審判を受ける者が数人あるときは、そのうちの一人）に告知することによってその効力を生ずる。ただし、即時抗告をすることができる審判は、確定しなければその効力を生じない。

3 申立てを却下する審判は、申立て人に告知することによってその効力を生ずる。

（審判の執行力）

4 審判は、即時抗告の期間の満了前には確定しないものとする。

5 審判の確定は、前項の期間内にした即時抗告の提起により、遮断される。

（審判の執行力）

第六十九条 別表第二に掲げる事項についての家庭審判の手続においては、家庭裁判所が審問の期日を開いて当事者の陳述を聴くことにより事実の調査をするときは、他の当事者は、当該期日に立ち会うことができる。ただし、当該他の当事者が当該期日に立ち会うことにより事実の調査に支障を生ずるおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（審判の方式及び審判書）
第七十五条 金銭の支払、物の引渡し、登記義務の履行その他の給付を命ずる審判は、執行力のある債務名義と同一の効力を有する。（審判の方式及び審判書）

第七十六条 審判は、審判書を作成してしなければならない。ただし、即時抗告をすることができない審判については、審判の申立書又は調書に主文を記載することをもって、審判書の作成に代えることができる。

（審判の執行力）

第七十七条 審判に計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは、家庭裁判所は、申立てにより又は職権で、いつでも更正決定をすることができる。

2 更正決定は、裁判書を作成してしなければならない。（更正決定）

一 主文
二 理由の要旨
三 当事者及び法定代理人
四 裁判所

（審判の取消し又は変更）

第七十八条 家庭裁判所は、審判をした後、その審判を不当と認めるときは、次に掲げる審判を除き、職権で、これを取り消し、又は変更することができる。

1 申立てによつてのみ審判をすべき場合において申立てを却下した審判

2 審判が確定した日から五年を経過したとき

3 二 即時抗告をすることができる審判

4 審判に対する不適法な即時抗告があつたときは、前二項の即時抗告は、することができない。（審判の取消し又は変更）

（審判の取消し又は変更）

第七十九条 家庭裁判所は、第一項の規定による取消し又は変更の審判の取扱いは、家庭裁判所は、前項の規定による取消し又は変更をすることができない。ただし、事情の変更によりその審判を不当と認めるに至ったときは、この限りでない。

3 家庭裁判所は、第一項の規定により審判の取消し又は変更をする場合には、その審判における当事者及びその他の審判を受ける者の陳述を聽かなければならない。

4 第一項の規定による取消し又は変更の審判に対しては、取消し又は変更後の審判が原審判であるとした場合に即時抗告をすることができる。五十六条第一項及び第二百五十八条（第二項後

段を除く。)の規定は、審判について準用する。この場合において、同法二百五十六条第一項中「言渡し後」とあるのは、「審判が告知を受ける者に最初に告知された日から」と読み替えるものとする。(外国裁判所の家事事件についての確定した裁判の効力)

第七十九条の二 外国裁判所の家事事件についての確定した裁判(これに準ずる公的機関の判断を含む。)については、その性質に反しない限り、民事訴訟法第二百五十八条の規定を準用する。(中間決定)

第八十条 家庭裁判所は、審判の前提となる法律関係の争いその他中間の争いについて、裁判をするのに熟したときは、中間決定をすることができる。

2 中間決定は、裁判書を作成してしなければならない。(審判以外の裁判)

第八十一条 家庭裁判所は、家事審判の手続においては、審判をする場合を除き、決定で裁判をする。この場合には、第七十三条から第七十九条まで(第七十四条第二項のただし書き、第七十六条第一項及び第七十八条第三項を除く。)の規定を準用する。

2 家事審判の手続の指揮に関する裁判は、いつでも取り消すことができる。

3 審判以外の裁判は、判事補が単独であることができる。

第八款 取下げによる事件の終了

(家事審判の申立ての取下げ)

第八十二条 家事審判の申立てには、特別の定めがある場合を除き、審判があるまで、その全部又は一部を取り下げることができる。

2 別表第二に掲げる事項についての家事審判の申立ては、審判が確定するまで、その全部又は一部を取り下げることができる。ただし、申立てての取下げは、審判がされた後においては、相手方の同意を得なければ、その効力を生じない。

3 前項ただし書き、第一百五十三条(第一百九十九条第一項において準用する場合を含む。)及び第二百五十九条第二項の規定により申立てての取下げについて相手方の同意を要する場合は、家庭裁判所は、申立ての取下げがあつたものとみなすことができる。

第九款 高等裁判所が第一審として行う手続

(家事審判の申立ての取下げ)

第八十三条 高等裁判所が第一審として家事審判の手続を行う場合におけるこの節の規定の適用については、同節の規定(第五十八条、第五十九条第一項から第四項まで、第六十一条第一項及び第二項並びに第六十五条の規定を除く。)中「家庭裁判所」とあるのは「高等裁判所」と、第三十九条、第四十七条第六項、第四十九条第三項、第五十六条第二項、第六十五条、第七十二条、第七十三条第七十四条第一項から第三項まで(第二項のただし書きを除く。)、第七十条第一項及び第二項中「審判」とあるのは「審判に代わる裁判」と、第四十二条第二項中「審

判の結果」とあるのは「審判に代わる裁判の結果」と、第五十八条第一項、第五十九条第一項から第四項まで、第六十一条第一項及び第六十五条中「家庭裁判所」とあるのは「高等裁判所」と、第五十八条第三項中「家庭裁判所」に「とあるのは「高等裁判所に」と、第五十九条第三項中「家庭裁判所及び」とあるのは「高等裁判所及び」と、第七十六条中「審判書」とあるのは「裁判書」と、同条第一項中「審判は」とあるのは「高等裁判所に」と、第五十九条第三項中「家庭裁判所及び」とあるのは「高等裁判所及び」と、第七十六条中「審判書」とあるのは「裁判書」と、同条第一項中「審判に代わる裁判は」と、同条第三項中「即時抗告をすることができる」とあるのは「家庭裁判所の審判であるとした場合に即時抗告をすることができる審判に代わる裁判」としての取下げに同意したものとみなす。同項たゞし書の規定による場合において、申立ての取下げがあつた日から二週間に内に相手方が異議を述べないときも、同様とする。

4 前項本文の規定による通知を受けた日から二週間に内に相手方が異議を述べないときは、申立ての取下げに同意したものとみなす。同項たゞし書の規定による場合において、申立ての取下げがあつた日から二週間に内に相手方が異議を述べないときは、同様とする。

5 民事訴訟法第二百六十二条第三項及び第四項並びに第二百六十二条第一項の規定は、家事審判の申立ての取下げについて準用する。この場合において、同法第二百六十二条第四項中「口頭弁論、弁論準備手続又は和解の期日(以下この章において「口頭弁論等の期日」という。)」とあるのは「家事審判の手続の期日」と、「電子調書」とあるのは「調書」と、「記録しなければ」とあるのは「記載しなければ」と読み替えるものとする。

(家事審判の申立ての取下げの擬制)

第八十四条 家事審判の申立人(第一百五十三条(第一百九十九条第一項において準用する場合を含む。)及び第一百九十九条第二項の規定により申立ての取下げについて相手方の同意を要する場合にあっては、当事者双方)が、連続して二回、呼出しを受けた家事審判の手続の期日に出頭せず、又は呼出しを受けた家事審判の手続の期日において陳述をしないで退席をしたときは、家庭裁判所は、申立ての取下げがあつたものとみなすことができる。

2 第四十四条及び第四十八条の規定は、高等裁判所が第一審として家事審判の手続を行う場合に適用しない。

第二節 不服申立て

第一目 即時抗告

2 第四十四条及び第四十八条の規定は、高等裁判所が第一審として家事審判の手続を行なう場合に即時抗告をすることができる。即時抗告をすることができる裁判と第七十八条第一項第二号中「即時抗告をすることができる審判」とあるのは「家庭裁判所の審判であるとした場合に即時抗告をすることができる審判に代わる裁判」としての取下げに同意したものとみなす。

3 第四十四条及び第四十八条の規定は、高等裁判所が第一審として家事審判の手続を行なう場合に即時抗告をすることができる。即時抗告をすることができる裁判と第七十八条第一項第二号中「即時抗告をすることができる審判」とあるのは「家庭裁判所の審判であるとした場合に即時抗告をすることができる審判に代わる裁判」としての取下げに同意したものとみなす。

4 前項の即時抗告は、一週間の不变期間内にしきりに即時抗告の効力を妨げない。

5 前項の即時抗告は、一週間の不变期間内にしきりに即時抗告の効力を妨げない。

6 第四十九条第四項及び第五項の規定は、抗告状が第二項の規定に違反する場合及び民事訴訟費用等に関する法律の規定に従い即時抗告の提起の手数料を納付しない場合について準用する。

(抗告状の写しの送付等)

第八十五条 審判に対しては、特別の定めがある場合に限り、即時抗告をすることができる。

2 手続費用の負担の裁判に対する抗告をする場合は、即時抗告をすることができない。

(即時抗告期間)

第八十六条 審判に対する即時抗告は、特別の定めがある場合を除き、二週間の不变期間内にしなければならない。ただし、その期間前に提起した即時抗告の効力を妨げない。

2 即時抗告の期間は、特別の定めがある場合を除き、即時抗告をする者が、審判の告知を受けた者である場合にあってはその者が審判の告知を受けた日から、審判の告知を受ける者でない場合にあっては申立人が審判の告知を受けた日(二以上あるときは、当該日のうち最も遅い日)から、それぞれ進行する。

(即時抗告の提起の方式等)

2 抗告状には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

第八十七条 即時抗告は、抗告状を原裁判所に提出してしなければならない。

2 抗告状には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

第九十条 原裁判所は、審判に対する即時抗告を理由があると認めるときは、その審判を更正しなければならない。ただし、別表第二に掲げる事項についての審判については、更正することできない。

第一項又は第二項」とあるのは「家事事件手続法第九十七条第二項」と、同条第三項後段中「この場合」とあるのは「差戻し又は移送を受けた裁判所が裁判をする場合」と、同条第四項中「前項」とあるのは「差戻し又は移送を受けた裁判所」と読み替えるものとする。

第二款 審判以外の裁判に対する不服申立て

(不服申立ての対象)

第九十九条 審判に対する裁判に對しては、特別の定めがある場合に限り、即時抗告をすることができる。
(受命裁判官又は受託裁判官の裁判に対する異議)

第一百条 受命裁判官又は受託裁判官の裁判に對して不服がある当事者は、家事審判事件が係属している裁判所に異議の申立てをすることができる。ただし、その裁判が家庭裁判所の裁判であるとした場合に即時抗告をすることができるものであるときに限る。

第二百一一条 前項の異議の申立てについての裁判に對して(即時抗告期間等)

2 前項の即時抗告は、特別の定めがある場合を除き、執行停止の効力を有しない。ただし、抗告裁判所又は原裁判所は、申立てにより、担保を立てさせて、又は立てさせないで、即時抗告について裁判があるまで、原裁判の執行の停止を他の必要な処分を命ずることができる。

3 第九十五条第二項及び第三項の規定は、前項ただし書の規定により担保を立てる場合における供託及び担保について準用する。
(審判に対する不服申立ての規定の準用)

第一百二条 前款の規定(第八十五条第一項、第八十六条第一項並びに第八十八条及び第八十九条(これらの規定を第九十六条第一項及び第九十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定を除く。)は、裁判所、裁判官又は裁判長がした審判以外の裁判に対する不服申立てについて準用する。

第三節 再審

(再審)

第一百三条 確定した審判その他の裁判(事件を完結するものに限る。第五項において同じ。)については、再審の申立てをすることができる。

2 再審の手続には、その性質に反しない限り、各審級における手続に関する規定を準用する。

第三条 民事訴訟法第四編の規定(同法第三百四十一条及び第三百四十九条の規定を除く。)は、第一項の再審の申立て及びこれに関する手続について準用する。この場合において、同法第三百四十八条第一項中「不服申立ての限度で、本案の審理及び裁判をする」とあるのは、「本案の審理及び裁判をする」と読み替えるものとする。

第四条 前項において準用する民事訴訟法第三百四十六条第一項の再審開始の決定に対する即時抗告は、執行停止の効力を有する。

第五条 第三項において準用する民事訴訟法第三百四十八条第二項の規定により審判その他の裁判に対する再審の申立てを棄却する決定に対しては、執行停止の効力を有することができる。

第六条 第三項において準用する民事訴訟法第三百四十八条第二項の規定により審判その他の裁判に対する再審の申立てを棄却する決定に対しては、當該審判その他の裁判に対し即時抗告をすることができる者に限り、即時抗告をすることができる。

第七条 (執行停止の裁判)

2 審判所は、前条第一項の再審の申立てがあつた場合において、不服の理由として主張した事情が法律上理由があるとみえ、事實上の点につき疎明があり、かつ、執行により償うことができない損害が生ずるおそれがあることにつき疎明があつたときは、申立てにより、担保を立てさせて、若しくは立てさせないで強制執行の一時の停止を命じ、又は担保を立てさせて既にした執行処分の取消しを命ずることができない。ただし、その陳述を聽く手続を経ることにより保全処分の目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。
(記録の閲覧等)

第八条 家庭裁判所(第一百五条第二項の場合にあつては、高等裁判所)は、第四十七条第三項の規定にかかるらず、審判前の保全処分の事件について、当事者から同条第一項又は第二項の規定による許可の申立てがあつた場合には、審判前の保全処分の事件における審判を受ける者となるべき者に対し、当該事件が係属したこと通知し、又は審判前の保全処分を告知するまでは、相當と認めるときに限り、これを許可することができる。

第九条 (審判)

2 本条の規定による職務代行者の選任の保全処分

2 本条の規定による職務代行者の選任の保全処分

第十条 審判前の保全処分(第百五条第二項の規定により即時抗告が提起された場合において、原審判の取消しの原因となることが明らかな事情及び原審判の執行により償うことができない損害を生ずるおそれがあることについて疎明があつたときは、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、担保を立てさせて、若しくは担保を立てることを条件として、若しくは担保を立てさせないで原審判の執行の停止を命じ、又は担保を立てさせて、若しくは担保を立てることを条件として既にした執行処分の取消しを命ずることができる。審判前の保全処分の事件の記録が家庭裁判所に存する間は、家庭裁判所も、これらの処分を命ずることができる。

第百一条 前条第二項の規定により即時抗告が提起された場合において、原審判の取消しの原因となることが明らかな事情及び原審判の執行により償うことができない損害を生ずるおそれがあることについて疎明があつたときは、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、担保を立てさせて、若しくは担保を立てさせないで原審判の執行の停止を命じ、又は担保を立てさせて、若しくは担保を立てることを条件として既にした執行

第百十二条 審判前の保全処分(第百五条第二項の規定により即時抗告が提起された場合において同じ。)の申立てを却下する審判について

第百十三条 審判前の保全処分(第百五条第二項の規定により即時抗告が提起された場合において同じ。)の申立てを却下する審判に對し、即時抗告をすることができる。ただし、次に掲げる保全処分の申立てを却下する審判については、この限りでない。

2 審判前の保全処分の申立ては、保全処分を求める事由を疎明しなければならない。以下の申立ては、その趣旨及び保全処分を求める事由を疎明しなければならない。

3 家庭裁判所(前条第二項の場合にあつては、高等裁判所)は、審判前の保全処分の申立てがあつた場合において、必要があると認めるとときは、職権で、事實の調査及び証拠調べをすることができる。

第百四十四条 第百八十二条第一項(第百三十四条第一項)において準用する場合を含む。

第百四十五条 第百八十二条第一項(第百三十五条第一項)において準用する場合を含む。

第百四十六条 第百八十二条第一項(第百三十五条第一項)において準用する場合を含む。

第百四十七条 第百八十二条第一項(第百三十五条第一項)において準用する場合を含む。

第百四十八条 第百八十二条第一項(第百三十五条第一項)において準用する場合を含む。

第百四十九条 審判前の保全処分は、疎明に基づいてする。

第二百五十五条 本案の家事審判事件(家事審判事件に係る事項について家事調停の申立てがあつた場合にあつては、その家事調停事件)が係属する家庭裁判所は、この法律の定めるところにより、仮差押え、仮処分、財産の管理者の選任その他必要な保全処分を命ずる審判をすること

第百五十六条 審判前の保全処分について、第七十四条第二項ただし書の規定は、適用しない。

第二百五十七条 審判前の保全処分の執行及び効力は、民事保全法(平成元年法律第九十一号)その他の仮差押え及び仮処分の執行及び効力に関する法令の規定に従う。この場合において、同法第四十五条规定中「仮に差押さるべき物又は係争物の所在地を管轄する地方裁判所」とあるのは、「本案の家事審判事件(家事審判事件に係る事項について家事調停の申立てがあつた場合にあつては、その高等裁判所が、前項の審判に代わる裁判をする」

成年被後見人に宛てた郵便物等の配達の嘱託及びその嘱託の取消し又は変更の審判は、信書の送達の事業を行つ者に告知することを要しない。この場合においては、その審判が効力を生じた時に、信書の送達の事業を行つ者に通知しなければならない。

次の各号に掲げる審判は、第七十四条第一項に規定する者のほか、当該各号に定める者に告げに任意後見契約に関する法律（平成十一年法律第五十号）以下「任意後見契約法」という。第十条第三項の規定により終了する任意後見契約に係る任意後見人及び任意後見監督人

二 後見開始の審判の取消しの審判 成年後見人

三 成年被後見人に宛てた郵便物等の配達の嘱託の取消し又は変更の審判 成年後見人

（即時抗告）

二 後見開始の審判の取消しの審判 成年後見人及び成年後見監督人

三 成年被後見人に宛てた郵便物等の配達の嘱託の取消し又は変更の審判 成年後見人

（即時抗告）

二 後見開始の審判 民法第七条及び任意後見人は、当該各号に定める者（第一号にあつては、申立人を除く。）は、即時抗告をすることができる。

一 後見開始の審判 民法第十条に規定する者

一 後見開始の審判 成年後見人

二 後見開始の申立てを却下する審判 申立人及びその親族

三 後見開始の審判の取消しの申立てを却下する審判 申立人並びに成年被後見人及びその親族

四 成年後見監督人の解任の審判 成年後見監督人

七 成年後見監督人の解任の申立てを却下する審判 申立人並びに成年被後見人及びその親族

八 成年被後見人に宛てた郵便物等の配達の嘱託の審判 成年被後見人及びその親族

九 成年被後見人に宛てた郵便物等の配達の嘱託の取消し又は変更の審判 成年後見人

十 成年被後見人に宛てた郵便物等の配達の嘱託及びその嘱託の取消し又は変更の審判 成年後見人

十一 成年被後見人の死亡後の死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結その他相続財産の保証

存に必要な行為についての許可の申立てを却下する審判 申立人

二 審判の告知を受ける者でない者による後見登記についても、同様とする。

百四十三条第一項の規定により成年後見人に選任された者が審判の告知を受けた日（二以上あるときは、当該日のうち最も遅い日）から進行する。

（陳述の聴取の例外）

二百一十三条の二 成年被後見人に宛てた郵便物等の配達の嘱託等の審判事件においては、第八十九条第一項の規定（第九十六条第一項及び第九十八条第一項において準用する場合を含む）にかかわらず、抗告裁判所は、信書の送達の事業を行つ者の陳述を聴くことを要しない。

（成年後見の事務の監督）

二百二十四条 家庭裁判所は、適當な者に、成年後見の事務若しくは成年被後見人の財産の状況を調査させ、又は臨時に財産の管理をさせることができる。

（後見開始の審判事件を本案とする保全処分）

二百二十六条 家庭裁判所（第一百五条第二項の場合にあつては、高等裁判所。以下この条及び次条において同じ。）は、後見開始の申立てがあつた場合において、成年被後見となるべき者の生活、療養看護又は財産の管理のため必要があるときは、申立てにより又は職権で、担保を立てさせないで、後見開始の申立てについての審判が効力を生ずるまでの間、財産の管理者を選任し、又は事件の関係人に対し、成年被後見となるべき者の生活、療養看護若しくは財産の管理に関する事項を指示することができる。

家庭裁判所は、後見開始の申立てがあつた場合において、成年被後見となるべき者の財産の保全のため必要があるときは、当該申立てをした者の申立てにより、後見開始の申立てについての審判が効力を生ずるまでの間、成年被後見となるべき者の財産上の行為（民法第九条ただし書に規定する行為を除く。第七項において同じ。）につき、前項の財産の管理者の後見を受けることを命ずることができる。

家庭裁判所は、成年被後見となるべき者の心身の障害によりその者の陳述を聴くことができないときは、第百七条の規定にかかわらず、その者の陳述を聞く手続を経ずに、前項の規定による審判（次項から第七項までにおいて「後見命令の審判」という。）をすることができる。

後見命令の審判は、第一項の財産の管理者（数人あるときは、そのうちの一人）に告知することによって、その効力を生ずる。

（管理者の改任等）

二百二十五条 家庭裁判所は、いつでも、第三者が成年被後見人に与えた財産の管理に関する处分の審判事件において選任した管理者を改任することができる。

家庭裁判所は、第三者が成年被後見人に与えた財産の管理に関する処分の審判事件において選任した管理者（前項の規定により改任された管理者を含む。以下この条において「財産の管理者」という。）に対し、財産の状況の報告及び管理の計算を命ずることができる。

前項の報告及び計算に要する費用は、成年被後見人の財産の中から支弁する。

家庭裁判所は、財産の管理者に対し、その提供した担保の増減、変更又は免除を命ずることができる。

（管轄）

二百一十八条 保佐開始の審判事件（別表第一の十七の項の事項についての審判事件をいい。以下

判所書記官は、その設定の登記を嘱託しなければならない。設定した抵当権の変更又は消滅の登記についても、同様とする。

民法第六百四十四条 第六百四十六条、第六百四十七条及び第六百五十条の規定は、財産の管理者若しくは利害関係人の申立てにより又は職権で、財産の管理者の選任その他の財産の管理に関する処分の取消しの審判をしなければならない。

（後見命令の審判）

二百一十七条 家庭裁判所は、成年後見人の解任の審判事件が係属している場合において、成年被後見人の利益のため必要があるときは、成年後見人の解任の申立てをした者の申立てにより又は職権で、成年後見人の解任についての審判が効力を生ずるまでの間、成年後見人の職務の執行を停止し、又はその職務代行者を選任することができる。

前項の規定による成年後見人の職務の執行を停止する審判は、職務の執行を停止され成年後見人、他の成年後見人又は同項の規定により選任した職務代行者に告知することによって、その効力を生ずる。

家庭裁判所は、いつでも、第一項の規定により選任した職務代行者を改任することができる。

家庭裁判所は、第一項の規定により選任し、又は前項の規定により改任した職務代行者に対し、成年被後見人の財産の中から、相当な報酬を与えることができる。

前各項の規定は、成年後見人の財産の中から、相当な報酬を与えることができる。

（管轄）

第二節 保佐に関する審判事件

下同じ。)は、被保佐人となるべき者の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

2 保佐に関する審判事件(別表第一の十七の項から三十五の項までの事項についての審判事件をいう。)は、保佐開始の審判事件を除き、保佐開始の審判をした家庭裁判所(抗告裁判所が保佐開始の裁判をした場合にあっては、その第一審裁判所である家庭裁判所)の管轄に属する。ただし、保佐開始の審判事件が家庭裁判所に係属しているときは、その家庭裁判所の管轄に属する。

(手続行為能力)

第一百六十九条 第一百八条の規定は、次に掲げる審判事件(第一号、第七号及び第九号の審判事件を本案とする保全処分についての審判事件を含む。)における被保佐人となるべき者及び被保佐人について準用する。

一 保佐開始の審判事件

二 保佐人の同意を得なければならない行為の定めの審判事件(別表第一の十八の項の事項についての審判事件をいう。)

三 保佐人の同意を得なければならない行為の定めの審判事件(別表第一の十九の項の事項についての審判事件をいう。)

四 保佐開始の審判の取消しの審判事件(別表第一の二十の項の事項についての審判事件をいう。)

五 保佐人の同意を得なければならない行為の定めの審判の取消しの審判事件(別表第一の二十一の項の事項についての審判事件をいう。)

六 保佐人の選任の審判事件(別表第一の二十二の項の事項についての審判事件をいう。)

七 保佐人の解任の審判事件(別表第一の二十三の項についての審判事件をいう。)

八 保佐監督人の選任の審判事件(別表第一の二十六の項の事項についての審判事件をいう。)

九 保佐監督人の解任の審判事件(別表第一の二十七の項の事項についての審判事件をいう。)

十 保佐人に対する代理権の付与の審判の取扱いの審判事件(別表第一の三十三の項の事項についての審判事件をいう。)

十一 保佐人に対する代理権の付与の審判の取扱いの審判事件(別表第一の三十二の項の事項についての審判事件をいう。)

十二 保佐の事務の監督の審判事件(別表第一の三十四の項の事項についての審判事件をいいう。)

十二 保佐の事務の監督の審判事件(別表第一の三十四の項の事項についての審判事件をいいう。)

第百三十条 家庭裁判所は、次の各号に掲げる審判をする場合には、当該各号に定める者(第一号、第二号、第四号及び第五号にあっては、申立人を除く。)の陳述を聴かなければならない。

一 保佐開始の審判 被保佐人となるべき者

二 保佐人の同意を得なければならない行為の定めの審判 被保佐人となるべき者又は被保

三 保佐人の同意に代わる許可の審判 保佐人

四 保佐開始の審判の取消しの審判(民法第十一条第一項の規定による場合に限る。) 被保

佐人及び保佐人

五 保佐人又は保佐監督人の選任の審判 保佐人

六 保佐人の解任の審判 保佐人

七 保佐監督人の解任の審判 保佐監督人

(審判の告知)

第一百三十一条 次の各号に掲げる審判は、第七十条第一項に規定する者(ほか、当該各号に定める者)に告知しなければならない。

一 保佐開始の審判 民法第八百七十六条の二第一項の規定により保佐人を選任される者が審判の告知を受けた日及び民法第八百七十七条の二第一項の規定により保佐人を選任される者が審判の告知を受けた日のうち最も遅い日から進行する。

二 保佐監督人の選任の審判 保佐監督人

三 保佐人の解任の申立てを却下する審判 申立て人

四 保佐監督人の解任の申立てを却下する審

判 申立て人並びに被保佐人及びその親族

五 保佐人の同意に代わる許可の申立てを却下する審判 申立て人

六 保佐人の解任の審判 保佐人

七 保佐監督人の解任の申立てを却下する審

判 申立て人並びに被保佐人及びその親族

六 保佐人に対する代理権の付与の審判 被保佐人及び保佐監督人(当該審判が保佐監督人の選任の審判と同時にされる場合にあっては、被保佐人となるべき者)

第七百三十二条 次の各号に掲げる審判に対しても、当該各号に定める者(第一号及び第四号にあっては、申立人を除く。)は、即時抗告をすることができる。

一 保佐開始の審判 民法第十一条本文及び任意後見契約法第十条第二項に規定する者

二 保佐開始の申立てを却下する審判 申立て人

三 保佐開始の審判の取消しの申立てを却下する審判 民法第十一条第一項に規定する者

四 保佐人の同意を得なければならない行為の定めの審判 被保佐人

五 保佐人の同意に代わる許可の申立てを却下する審判 申立て人

六 保佐人の解任の審判 保佐人

七 保佐監督人の解任の申立てを却下する審

判 申立て人並びに被保佐人及びその親族

八 保佐監督人の解任の審判 保佐監督人

九 保佐監督人の解任の申立てを却下する審

判 申立て人並びに被保佐人及びその親族

十 保佐開始の審判 民法第八百七十六条の二第一項の規定により保佐人を選任される者が審判の告知を受けた日及び民法第八百七十七条の二第一項の規定により保佐人を選任される者が審判の告知を受けた日のうち最も遅い日から進行する。

十一 保佐監督人の選任の審判 保佐監督人

十二 保佐人の解任の審判 保佐人

十三 保佐監督人の解任の審判 保佐監督人

十四 保佐開始の審判の取消しの審判 保佐人及び保佐監督人

十五 保佐人の同意を得なければならない行為の定めの審判の取消しの審判 保佐人

十六 保佐監督人の同意を得なければならない行為の定めの審判の取消しの審判 保佐人及び保佐監督人

た場合において、被保佐人となるべき者の財産の保全のため特に必要があるときは、当該申立てをした者の申立てにより、保佐開始の申立てにて同一。)につき、前項において準用する第百二十六条第一項の規定により選任される財産の管理者(以下この条において単に「財産の管理者」という。)の保佐を受けることを命ずることができる。

七 保佐人に対する代理権の付与の審判の取消しの審判 被保佐人及び保佐監督人

八 保佐人に対する代理権の付与の審判 被保佐人及び保佐監督人

九 保佐開始の申立てを却下する審判 申立て人

十 保佐開始の申立てを却下する審判 申立て人

十一 保佐開始の申立てを却下する審判 申立て人

十二 保佐開始の申立てを却下する審判 申立て人

十三 保佐開始の申立てを却下する審判 申立て人

十四 保佐開始の申立てを却下する審判 申立て人

十五 保佐開始の申立てを却下する審判 申立て人

十六 保佐開始の申立てを却下する審判 申立て人

十七 保佐開始の申立てを却下する審判 申立て人

十八 保佐開始の申立てを却下する審判 申立て人

十九 保佐開始の申立てを却下する審判 申立て人

二十 保佐開始の申立てを却下する審判 申立て人

二十一 保佐開始の申立てを却下する審判 申立て人

二十二 保佐開始の申立てを却下する審判 申立て人

二十三 保佐開始の申立てを却下する審判 申立て人

二十四 保佐開始の申立てを却下する審判 申立て人

二十五 保佐開始の申立てを却下する審判 申立て人

件をいう。)は、補助開始の審判事件を除き、
補助開始の審判をした家庭裁判所(抗告裁判所
が補助開始の裁判をした場合は、その
第一審裁判所である家庭裁判所)の管轄に属す
る。ただし、補助開始の審判事件が家庭裁判所
に係属しているときは、その家庭裁判所の管轄
に属する。
(手続行為能力)
第一百三十七条 第百十八条の規定は、次に掲げる
審判事件(第一号、第七号及び第九号に定める者(第
一件を本案とする保全処分についての審判事件を
含む。)における被補助人となるべき者及び被
補助人について準用する。

第一百三十八条 第百十八条の規定は、次に掲げる
審判事件(第一号、第七号及び第九号に定める者(第
一件を本案とする保全処分についての審判事件を
含む。)における被補助人となるべき者及び被
補助人について準用する。

第一百三十九条 家庭裁判所は、次の各号に掲げる
審判をする場合には、当該各号に定める者(第
一号、第三号及び第四号にあっては、申立人を
除く。)の陳述を聽かなければならない。

一 補助開始の審判 被補助人となるべき者
二 補助人の同意に代わる許可の審判 補助人
三 補助人の同意を得なければならない行為の
定めの審判事件(別表第一の三十七の項の事
項についての審判事件をいう。)

四 補助開始の審判の取消しの審判事件(別表
第一の三十九の項の事項についての審判事件
をいう。)

五 補助人の同意を得なければならない行為の
定めの審判の取消しの審判事件(別表第一の
四十の項の事項についての審判事件をいう。)

六 補助人の選任の審判 被補助人となるべき者
七 補助人の解任の審判 民法第八百七十六条の七
八 補助監督人の選任の審判 被補助監督人とな
るべき者
(審判の告知)

九 補助監督人の解任の審判 被補助監督人並びに
その親族
十 補助人の代理権の付与の審判 被補助人及
び補助監督人
十一 補助人に対する代理権の付与の審判の取
消しの審判事件(別表第一の五十二の項の事
項についての審判事件をいう。)
十二 補助の事務の監督の審判事件(別表第一
の五十三の項の事項についての審判事件をい
う。)
(精神の状況に関する意見の聴取)
第一百三十八条 家庭裁判所は、被補助人となるべき
者の精神の状況につき医師その他適当な者の
意見を聽かなければ、補助開始の審判をするこ
とができる。
(陳述及び意見の聴取)

第一百三十九条 家庭裁判所は、次の各号に掲げる
審判をする場合には、当該各号に定める者(第
一号、第三号及び第四号にあっては、申立人を
除く。)の陳述を聽かなければならない。

一 補助開始の審判 被補助人となるべき者
二 補助人の同意に代わる許可の審判 補助人
三 補助開始の審判の取消しの審判(民法第十
一条第一項又は第三項の規定による場合に限
る。) 被補助人及び被補助人

四 補助人又は補助監督人の選任の審判 被補
助人となるべき者又は被補助人

五 補助人の解任の審判 被補助人

六 補助監督人の解任の審判 被補助監督人

七 補助人の代理権の付与の審判 被補助人及
び補助監督人

八 補助開始の審判の取消しの審判 被補助人
となるべき者

九 補助人の選任の審判 被補助人となるべき者
十 補助人の解任の審判 被補助人

十一 補助人に対する代理権の付与の審判の取
消しの審判事件(別表第一の五十二の項の事
項についての審判事件をいう。)
十二 補助の事務の監督の審判事件(別表第一
の五十三の項の事項についての審判事件をい
う。)

第一百四十条 次の各号に掲げる審判は、第七十四
条第一項に規定する者(ほか、当該各号に定め
る者)に告知しなければならない。

一 補助開始の審判 民法第八百七十六条の七
二 補助人の選任の審判 被補助人となるべき者
三 補助人の解任の審判 被補助人

四 補助開始の審判の取消しの審判の申立てを却下
する審判 申立人

五 補助人の解任の審判 被補助人

六 補助人の解任の申立てを却下する審判 申
立人、補助監督人並びに被補助人及びその
親族

七 補助監督人の解任の審判 被補助監督人
八 補助監督人の解任の審判 被補助監督人
九 補助人の代理権の付与の審判 被補助人及
び補助監督人

十 補助開始の審判の取消しの審判 被補助人
となるべき者

十一 補助人の選任の審判 被補助人となるべき者
十二 補助人の解任の審判 被補助人

十三 補助人に対する代理権の付与の審判の取
消しの審判事件(別表第一の五十二の項の事
項についての審判事件をいう。)
十四 補助の事務の監督の審判事件(別表第一
の五十三の項の事項についての審判事件をい
う。)

第一百四十二条 第百二十二条の規定は補助開始の
申立ての取下げ及び補助人の選任の申立ての取
下げについて、第二百二十四条の規定は補助の事
務の監督について適用する。

第一百四十三条 補助開始の審判事件を本案とする保全
処分について、第二百二十六条第一項の規
定を準用する。

第一百四十四条 第百二十七条第一項から第四項ま
での規定は、補助人の解任の審判事件又は補助
監督人の解任の審判事件を本案とする保全処分
について準用する。

第一百四十五条 不在者の財産の管理に関する處
分の審判事件は、不在者の從来の住所地又は居所
地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

第一百四十六条 家庭裁判所は、いつでも、民法第
二十五条第一項の規定により選任し、又は同法
第二十六条の規定により改任した管理人を改任
することができる。

七 補助人に対する代理権の付与の審判の取消
しの審判 被補助人及び補助監督人

(即時抗告)

第一百四十七条 次の各号に掲げる審判に対ししては、
は、当該各号に定める者(第一号にあっては、
申立人を除く。)は、即時抗告をすることがで
きる。

一 補助開始の審判 民法第十五条规定する者
及び任意後見契約法第十条第二項に規定す
る者

二 補助開始の申立てを却下する審判 申立人

三 補助開始の審判の取消しの申立てを却下
する者 申立人

四 審判の告知を受けた日(うち最も遅い日から進行
する)から進行する。

五 補助命令の審判があつたときは、被補助人と
なるべき者及び財産の管理者は、被補助人とな
るべき者が財産の管理者の同意を得ないでした
財産上の行為を取り消すことができる。この場
合においては、制限行為能力者の行為の取消
しに関する民法の規定を準用する。

六 第百二十五条规定から第六項までの規定及
び民法第二十七条规定から第二十九条规定まで
(同法第二十七条第二項を除く。)の規定は、財産の管
理者について準用する。この場合において、第
百二十五条第三項中「成年被後見人」とあるの
は、「被補助人となるべき者」と読み替えるも
のとする。

七 被補助人の同意を得なければならない行為の定め
申立てをしてから他の行為の定めの申立てが
あつた場合において、被補助人となるべき者の
財産の保全のため特に必要があるときは、当該

2 家庭裁判所は、民法第二十五条第一項の規定により選任し、又は同法第二十六条の規定により改任した管理人及び前項の規定により改任した管理人（第四項及び第六項、次条並びに第一百四十七条において「家庭裁判所が選任した管理人」という。）に対し、財産の状況の報告及び管理の計算を命ずることができる。同法第二百七条第二項の場合においては、不在者が置いた管理人に対しても、同様とする。	3 前項の報告及び計算に要する費用は、不在者の財産の中から支弁する。
4 家庭裁判所は、管理人（家庭裁判所が選任した管理人及び不在者が置いた管理人をいう。次項及び第一百四十七条において同じ。）に対し、その提供した担保の増減、変更又は免除を命ずることができる。	5 管理人の不動産又は船舶の上に抵当権の設定を命ずる審判が効力を生じたときは、裁判所書記官は、その設定の登記を嘱託しなければならない。設定した抵当権の変更又は消滅の登記についても、同様とする。
6 民法第六百四十四条、第六百四十六条、第六百四十七条及び第六百五十条の規定は、家庭裁判所が選任した管理人に対する処分を命じた裁判所の所在地を管轄する家庭裁判所の管轄区域内の供託所に供託することができる。	7 第百四十六条の二 家庭裁判所が選任した管理人は、不在者の財産の管理、処分その他の事由により金錢が生じたときは、不在者のために、当該金錢を不在者の財産の管理に関する処分を命じた裁判所の所在地を管轄する家庭裁判所の管轄区域内の供託所に供託することができる。
8 家庭裁判所が選任した管理人は、前項の規定による供託をしたときは、法務省令で定めるところにより、その旨その他法務省令で定める事項を公告しなければならない。	9 第百四十七条 家庭裁判所は、不在者が財産を管轄することができるようになつたとき、家庭裁判所が選任した管理人が管理すべき財産がなくなつたとき（家庭裁判所が選任した管理人が管理すべき財産の全部が供託されたときを含む。）その他財産の管理を継続することができるのでなくつたときは、不在者、管理人若しくは利害関係人の申立てにより又は職権で、民法第二十五条第一項の規定による管理人の選任その他の不在者の財産の管理に関する部分の取消しの審判をしなければならない。

第五節 失踪の宣告に関する審判事件

第一款 失踪の宣告の審判事件	第二款 失踪の宣告の審判事件（別表第一の五十六の項の事項についての審判事件をい
----------------	---

第六節 婚姻に関する審判事件

第一款 (管轄)	第二款 第百五十条 次の各号に掲げる審判事件は、当該各号に定める地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。
----------	---

一 夫婦間の協力扶助に関する処分の審判事件（別表第二の一の項の事項についての審判事件をいう。次条第一号において同じ。）夫又は妻の住所地	2 家庭裁判所は、夫婦間の協力扶助に関する処分の審判において、扶助の程度若しくは方法を定め、又はこれを変更することができる。
二 夫婦財産契約による財産の管理者の変更等の審判事件（別表第一の五十八の項の事項についての審判事件をいう。）夫又は妻の住所地	3 家庭裁判所は、次に掲げる事項を公告し、かつ、第二号及び第四号の期間が経過しなければ、失踪の宣告の審判をすることができない。
三 婚姻費用の分担に関する処分の審判事件（別表第一の二の項の事項についての審判事件をいう。）夫又は妻の住所地	4 家庭裁判所は、次に掲げる審判において、当該各号に定める者は、即時抗告をすることを要しない。
四 子の監護に関する処分の審判事件 子（父又は母を同じくする数人の子についての申立てに係るものにあっては、そのうちの一人）の住所地	5 次の各号に掲げる審判に對しては、当該各号に定める者は（第一号にあつては、申立人を除く。）は、即時抗告をすることができる。
五 財産の分与に関する処分の審判事件 夫又は妻であった者の住所地	6 離婚等の場合における祭具等の所有権の承継者の指定の審判事件（別表第二の五の項の事項についての審判事件をいう。）所有者の住所地

一 夫婦間の協力扶助に関する処分の審判事件（別表第二の一の項の事項についての審判事件をいう。次条第一号において同じ。）夫又は妻の住所地	2 家庭裁判所は、夫婦間の協力扶助に関する処分の審判において、扶助の程度若しくは方法を定め、又はこれを変更することができる。
二 夫婦財産契約による財産の管理者の変更等の審判事件（別表第一の五十八の項の事項についての審判事件をいう。）夫又は妻の住所地	3 家庭裁判所は、次に掲げる事項を公告し、かつ、第二号及び第四号の期間が経過しなければ、失踪の宣告の審判をすることができない。
三 婚姻費用の分担に関する処分の審判事件（別表第一の二の項の事項についての審判事件をいう。）夫又は妻の住所地	4 家庭裁判所は、次に掲げる審判において、当該各号に定める者は、即時抗告をすることを要しない。
四 子の監護に関する処分の審判事件 子（父又は母を同じくする数人の子についての申立てに係るものにあっては、そのうちの一人）の住所地	5 次の各号に掲げる審判に對しては、当該各号に定める者は（第一号にあつては、申立人を除く。）は、即時抗告をすることができる。
五 財産の分与に関する処分の審判事件 夫又は妻であった者の住所地	6 離婚等の場合における祭具等の所有権の承継者の指定の審判事件（別表第二の五の項の事項についての審判事件をいう。）所有者の住所地

一 夫婦間の協力扶助に関する処分の審判事件（別表第二の一の項の事項についての審判事件をいう。次条第一号において同じ。）夫又は妻の住所地	2 家庭裁判所は、夫婦間の協力扶助に関する処分の審判において、扶助の程度若しくは方法を定め、又はこれを変更することができる。
---	--

立てがあつた場合において、養子となるべき者の利益のため必要があるときは、当該申立てをした者の申立てにより、特別養子縁組の成立の申立てについての審判が効力を生ずるまでの間、申立人を養子となるべき者の監護者に選任し、又は養子となるべき者の親権者若しくは未成年後見人の職務の執行を停止し、若しくはその職務代行者を選任することができる。

前項の規定による職務の執行を停止する審判は、職務の執行を停止される親権者若しくは未成年後見人、養子となるべき者に対し親権を行なう者若しくは他の未成年後見人又は同項の規定により選任した職務代行者に告知することによつて、その効力を生ずる。

家庭裁判所は、いつでも第一項の規定により選任した職務代行者を改任することができるのである。

家庭裁判所は、第一項の規定により選任し、又は前項の規定により改任した職務代行者に対し、養子となるべき者の財産の中から、相当な報酬を与えることができる。

前各項の規定（養子となるべき者の監護者を選任する保全処分に関する部分を除く。）は、特別養子縁組の離縁の審判事件を本案とする保全処分について準用する。

（管轄）

第一百六十七条 親権に関する審判事件は、子（父

又は母を同じくする数人の子についての親権者

の指定若しくは変更又は第三者が子に与えた財

産の管理に関する処分の申立てに係るものにあ

つては、そのうちの一人）の住所地を管轄する

家庭裁判所の管轄に属する。

（手続行為能力）

第一百六十八条 第百八条の規定は、次の各号に掲げる審判事件（第三号及び第七号の審判事件を含む。）における当該各号に定める者について準用する。

（別表第一の六十五の項の事項についての審

判事件をいう。）子

二 第三者が子に与えた財産の管理に関する處

分の審判事件（別表第一の六十六の項の事項

についての審判事件をいう。）第百七十三条に

おいて同じ。）子

三 親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判事件（別表第一の六十七の項の事項についての審判事件をいう。）子及びその父母

の利益のため必要があるときは、当該申立てをした者の申立てにより、特別養子縁組の成立の申立てについての審判が効力を生ずるまでの間、申立人を養子となるべき者の監護者に選任し、又は養子となるべき者の親権者若しくは未成年後見人の職務の執行を停止し、若しくはその職務代行者を選任することができる。

前項の規定による職務の執行を停止する審判は、職務の執行を停止される親権者若しくは未成年後見人、養子となるべき者に対し親権を行なう者若しくは他の未成年後見人又は同項の規定により選任した職務代行者に告知することによつて、その効力を生ずる。

家庭裁判所は、いつでも第一項の規定により選任した職務代行者を改任することができるのである。

四 親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判の取消しの審判事件（別表第一の六十八の項の事項についての審判事件をいう。）子及びその父母

五 親権又は管理権を辞し、又は回復するにつけての許可の審判事件（別表第一の六十九の項の事項についての審判事件をいう。）子及びその父母

六 養子の離縁後に親権者となるべき者の指定の審判事件（別表第二の七の項の事項についての審判事件をいう。）養子、その父母及びその父母

七 親権者の指定又は変更の審判事件（別表第一の八の項の事項についての審判事件をいう。）子及びその父母

（陳述の聴取）

第一百六十九条 家庭裁判所は、次の各号に掲げる審判をする場合には、当該各号に定める者（第一号、第二号及び第四号にあっては、申立人を除く。）は、前各項の規定により選任する保全処分に関する部分を除く。）は、親権者と/or養子となるべき者の財産の中から、相当な報酬を与えることができる。

前各項の規定（養子となるべき者の監護者を選任する保全処分に関する部分を除く。）は、特別養子縁組の離縁の審判事件を本案とする保全処分について準用する。

八 親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判をする場合には、当該各号に定める者（第一号、第二号及び第四号にあっては、申立人を除く。）の陳述を聴かなければならぬ。（）子及びその父母

九 親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判をする場合には、当該各号に定める者（第一号、第二号及び第四号にあっては、申立人を除く。）の陳述を聴くほか、子（十五歳以上のものに限る。）の陳述を聴かなければならない。

（審判の告知）

第一百七十条 次の各号に掲げる審判は、第七十四条第一項に規定する者のほか、当該各号に定める者に告知しなければならない。ただし、子にあつては子の年齢及び発達の程度その他一切の事情を考慮して子の利益を害すると認める場合は、この限りでない。

一 親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判子（十五歳以上のものに限る。）及び子の親権者

二 親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判の取消しの審判（第一号及び第五号にあっては、申立人を除く。）の陳述を聴かなければならない。（）子及びその親族

三 管理権喪失の審判 管理権を喪失する者及びその親族

四 親権喪失、親権停止又は管理権喪失の申立てを却下する審判 申立人、子及びその親族

五 親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判の取消しの審判 子及びその親族、子に対し親権を行なう者、未成年後見人並びに未成年後見監督人

六 親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判の取消しの申立てを却下する審判 申立人並びに未成年後見人並びに未成年後見監督人

七 親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判の取消しの申立てを却下する審判 申立人及びその親族

八 養子の離縁後に親権者となるべき者の指定の審判 養子の父母及び養子の監護者

九 養子の離縁後に親権者となるべき者の指定の申立てを却下する審判 申立人、養子の父母及び養子の監護者

十 親権者の指定又は変更の審判及びその申立てを却下する審判 子の父母及び子の監護者

（審判の告知）

第一百七十五条 家庭裁判所は、親権者の指定又は変更の審判又は調停の申立てがあつた場合において、強制執行を保全し、又は子その他の利害関係人の急迫の危険を防止するため必要があるときは、当該申立てをした者の申立てにより、親権者の指定又は変更の審判を本案とする保全処分その他の必要な保全処分を命ずることである。

前項の規定により仮の地位の仮処分を命ずる場合には、第百七条の規定により審判を受ける親権者の指定又は変更の審判を本案とする仮処分その他の必要な保全処分を命ずることができない。

らない。ただし、子の陳述を聽く手続を経ることにより保全処分の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 3 家庭裁判所は、親権者の指定又は変更の審判又は調停の申立てがあつた場合において、子の利益のため必要があるときは、当該申立てをした者の申立てにより、親権者の指定又は変更の申立てについての審判が効力を生ずるまでの間、親権者の職務の執行を停止し、又はその職務代理人を選任することができる。
- 4 前項の規定による親権者の職務の執行を停止する審判は、職務の執行を停止される親権者、子に対する審判は、職務の執行を停止される親権者、子に對し親権を行つう者又は同項の規定により選任した職務代理人に告知することによって、その效力を生ずる。

- 5 家庭裁判所は、いつでも、第三項の規定により選任した職務代理人を改任することができる。
- 6 家庭裁判所は、第三項の規定により選任し、又は前項の規定により改任した職務代理人に対し、子の財産の中から、相当な報酬を与えることができる。

第九節 未成年後見に関する審判事件

(管轄)

- 第一百七十六条** 未成年後見に関する審判事件(別表第一の七十の項から八十三の項までの事項についての審判事件をいう。)は、未成年被後見人(養子の離縁後に未成年後見人となるべき者)の住所地を管轄する家庭裁判所(手続行為能力)。

- 第一百七十七条** 第百十八条の規定は、次に掲げる審判事件(第三号及び第五号の審判事件を本案とする保全処分についての審判事件を含む。)における未成年被後見人(第一号の審判事件にとなるべき者)の住所地を管轄する家庭裁判所(手続行為能力)。
- 二 未成年後見人の選任の審判事件
- 三 未成年後見人の解任の審判事件
- 四 未成年後見人の選任の審判事件
- 五 未成年後見監督人の選任の審判事件
- 六 未成年後見監督人の解任の審判事件

- 四 未成年後見監督人の選任の審判事件(別表第一の七十四の項の事項についての審判事件をいう。)
- 四 未成年後見監督人の選任の審判事件(別表第一の七十四の項の事項についての審判事件をいう。)

五 未成年後見監督人の解任の審判事件(別表第一の七十六の項の事項についての審判事件をいう。)

七 未成年後見の事務の監督の審判事件(別表第一の八十一の項の事項についての審判事件をいう。)

六 未成年被後見人に関する特別代理人の選任の審判事件(別表第一の七十九の項の事項についての審判事件をいう。)

- 八 第三者が未成年被後見人に与えた財産の管理に関する处分の審判事件(別表第一の八十の項の事項についての審判事件をいう。)
- 九 第一の八十一の項の事項についての審判事件をいう。)
- 二の項の事項についての審判事件をいう。)
- 百八十条において同じ。)

(陳述及び意見の聴取)

- 第一百七十八条** 家庭裁判所は、次の各号に掲げる審判をする場合には、当該各号に定める者(第一号にあっては、申立人を除く。)の陳述を聴かなければならない。

- 一 未成年後見人又は未成年後見監督人の選任の審判 未成年被後見人(十五歳以上のものに限る。)
- 二 未成年後見人の解任の審判 未成年後見人
- 三 未成年後見監督人の解任の審判 未成年後見監督人

- 一 未成年後見人又は未成年後見監督人の選任の審判 未成年被後見人(十五歳以上のものに限る。)
- 二 未成年後見人の解任の審判 未成年後見人
- 三 未成年後見監督人の解任の審判 未成年後見監督人

(陳述及び意見の聴取)

- 第一百七十九条** 次の各号に掲げる審判に対しても、当該各号に定める者は、即時抗告をすることができる。

- 一 未成年後見監督人の選任 未成年後見監督人となるべき者
- 二 未成年後見監督人の解任 未成年後見監督人となるべき者

- 一 未成年後見人又は未成年後見監督人の選任の審判事件にあつては、未成年被後見人(第一号の審判事件にとなるべき者)の住所地を管轄する家庭裁判所(手続行為能力)。
- 二 未成年後見人の選任の審判事件
- 三 未成年後見人の解任の審判事件
- 四 未成年後見監督人の選任の審判事件
- 五 未成年後見監督人の解任の審判事件

(即時抗告)

- 第一百八十二条** 扶養義務の設定の審判事件(別表第一の八十四の項の事項についての審判事件をいう。)は、扶養義務者となるべき者(数人に對しての扶養義務の設定の申立てに係るものにあつては、そのうちの一人)の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

- 一 扶養義務の設定の取消しの審判事件(別表第一の八十五の項の事項についての審判事件をいう。)は、その扶養義務の設定の申立てに係るものにあつては、そのうちの一人)の住所地を管轄する家庭裁判所(抗告裁判所がその扶養義務の設定の裁判をした場合には、その第一審裁判所である家庭裁判所)の管轄に属する。

二 扶養の順位の決定及びその決定の変更又は取消しの審判事件(別表第二の九の項の事項についての審判事件をいう。)並びに扶養の程度又は方法についての決定及びその決定の変更又は取消しの審判事件(同表の十の項の事項についての審判事件をいう。)は、相手方(数人に対する申立てに係るものにあつては、そのうちの一人)の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

(申立ての特則)

- 第一百八十三条** 扶養義務の設定の申立ては、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する法律(平成十五年法律第百八十号)第二十三条の二第二項第四号の規定によると保護者の選任の申立てと同一の申立てによりするときは、同法第二条第二項に規定する対象者の住所地を管轄する家庭裁判所にもすることができる。

(成年後見に関する審判事件の規定の準用)

第一の七十六の項の事項についての審判事件をいう。)の規定は未成年後見人(第一号にあっては、申立人を除く。)の陳述を聴かなければならない。

二 扶養義務の設定の審判 扶養義務者となるべき者

- 一 扶養義務の設定の取消しの審判 扶養権利者
- 二 扶養義務の設定の取消しの審判(給付命令)
- 三 扶養義務の設定の取消しの審判(申立ての特則)

- 一 扶養義務の設定の審判(申立ての特則)
- 二 扶養義務の設定の申立てを却下する審判(申立ての特則)

(即時抗告)

- 第一百八十五条** 家庭裁判所は、扶養の程度又は方法についての決定及びその決定の変更又は取消しの審判において、当事者に対し、金銭の支払、物の引渡し、登記義務の履行その他の給付を命ずることができる。

- 二 扶養義務の設定の取消しの審判 扶養権利者

(即時抗告)

- 第一百八十六条** 次の各号に掲げる審判に對しては、当該各号に定める者は、即時抗告をすることができる。

- 一 扶養義務の設定の審判(申立ての特則)
- 二 扶養義務の設定の申立てを却下する審判(申立ての特則)

(即時抗告)

- 第一百八十七条** 家庭裁判所(第五条第二項の場合にあつては、高等裁判所)は、次に掲げる事項についての審判又は調停の申立てがあつた場合において、強制執行を保全し、又は事件の関係人の急迫の危険を防止するため必要があるときは、当該申立てをした者の申立てにより、当該事項についての審判を本案とする仮差押え、仮処分その他の必要な保全処分を命ずることができる。

一 扶養の順位の決定及びその決定の変更又は取消し
二 扶養の程度又は方法についての決定及びその決定の変更又は取消し
第十一節 推定相続人の廃除に関する審判事件

(推定相続人の廃除の審判事件及び推定相続人の廃除の取消しの審判事件)

第一百八十八条 推定相続人の廃除の審判事件及び推定相続人の廃除の取消しの審判事件とは、被相続人の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。ただし、これらの審判事件が被相続人の死亡後に申し立てられた場合にあっては、相続が開始した地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

2 第百八十八条の規定は、前項に規定する審判事件における被相続人について準用する。

3 家庭裁判所は、推定相続人の廃除の審判事件においては、申立てが不適法であるときは申立てに理由がないことが明らかなときを除き、廃除を求められた推定相続人の陳述を聽かなければならぬ。この場合における陳述の聴取は、審問の期日においてしなければならない。

4 推定相続人の廃除の審判事件に対する手続については、申立て及び廃除を求められた推定相続人を当事者とみなして、第六十七条及び第六十九条から第七十二条までの規定を準用する。

5 次の各号に掲げる審判に対しても、当該各号に定める者は、即時抗告をすることができる。

一 推定相続人の廃除の審判 廃除された推定相続人

二 推定相続人の廃除又はその審判の取消しの申立てを却下する審判 中立人

(遺産の管理に関する処分の審判事件)

第一百八十九条 推定相続人の廃除の審判又はその取消しの審判の確定前の遺産の管理に関する部分の審判事件は、推定相続人の廃除の審判の取消しの審判事件又は推定相続人の廃除の審判事件が係属している家庭裁判所(その審判事件が係属していない場合にあっては相続が開始した地を管轄する家庭裁判所、その審判事件が抗告裁判所に係属している場合にあってはその裁判所)の管轄に属する。

2 第百二十五条第一項から第六項までの規定は、推定相続人の廃除の審判又はその取消しの審判の確定前の遺産の管理に関する処分の審判事件において選任した管理人について準用する。

3 るのは「遺産」と読み替えるものとする。

4 第十二節 相続の場合における祭具等の所有権の承継者の指定の審判事件

第一百九十条 相続の場合における祭具等の所有権の承継者の指定の審判事件(別表第二の十一の項の事項についての審判事件をいう。)は、相続が開始した地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

2 家庭裁判所は、相続の場合における祭具等の所有権の承継者の指定の審判において、当事者に対し、系譜、祭具及び墳墓の引渡しを命ずることができる。

3 相続人その他の利害関係人は、相続の場合における祭具等の所有権の承継者の指定の審判及びその申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができる。

4 第十二節の二 相続財産の保存に関する処分の審判事件

第一百九十一条 第一百九十二条の二 相続財産の保存に関する処分の審判事件は、相続が開始した地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

2 第百二十五条第一項から第六項まで、第一百四十六条の二及び第一百四十七条の規定は、相続財産の保存に関する処分の審判事件について準用する。この場合において、第一百二十五条第三項中「成年被後見人の財産」とあるのは、「相続財産」と読み替えるものとする。

3 第十三節 遺産の分割に関する審判事件

(管轄)

第一百九十二条 遺産の分割に関する審判事件(別表第二の十二の項の事項についての審判事件をいう。以下同じ。)が係属している場

合における寄与分を定める処分の審判事件(同一の第四項中「家庭裁判所」とあるのは「推定相続人の廃除の審判又はその取消しの審判の確定前の遺産の管理に関する処分を命じた裁判所」と、同条第三項中「成年被後見人の財産」とあらねばならない。

4 第一百九十三条 家庭裁判所は、遺産の分割の審判の手続及び審判は、併合してしなければならない。数人からの寄与分を定める処分の審判が確定したときは、廃除を求められた推定相続人、前項の管理人若しくは利害関係人の申立てにより又は職権で、その処分の取消しの裁判をしなければならない。

5 第一百九十四条 家庭裁判所は、寄与分を定める処分の審判の手続において、一月を下らない範囲内で、当事者が寄与分を定める処分の審判の申立てをすべき期間を定めることができる。

6 第一百九十五条 家庭裁判所は、遺産の分割の審判の手続において、申立てが前項の期間を経過した後にされたときは、当該申立てを却下することができます。

7 第一百九十六条 家庭裁判所は、遺産の分割の審判において、当事者に対し、金銭の支払、物の引渡し、登記義務の履行その他の給付を命ずることができる。

8 第一百二十五条の規定及び民法第二十七条规定(第二十九条まで(同法第二十七条第二項を除く。)の規定は、第六項の規定により選任した家庭裁判所は、換価を命ずる裁判により換価を定める処分の審判事件及び寄与分を定める処分の審判の申立てをすべき期間の手続において、当該申立てを却下することができる。

9 第一百九十七条 家庭裁判所は、事情の変更があるときは、相続人の申立てにより、いつでも、遺産の分割の禁止の審判を取り消し、又は変更する審判をすることができる。この申立てに係る審判事件は、別表第二に掲げる事項についての審判事件とみなす。

10 第一百九十八条 次の各号に掲げる審判に對して「換価を命ずる裁判」という。が確定した後、その換価を命ずる裁判の理由の消滅その他の事情の変更があるときは、家庭裁判所は、相続人の申立てにより又は職権で、これを取り消すことができる。

11 第一百九十九条 遺産の分割の禁止の審判及びその申立てを却下する審判(相続人)

12 四 寄与分を定める処分の審判 相続人

五 寄与分を定める処分の申立てを却下する審判	申立て人
2 第百九十二条後段の規定により審判が併合してされたときは、寄与分を定める処分の審判又はその申立てを却下する審判に対しても、独立して即時抗告をすることができない。	
3 第百九十二条後段の規定により審判が併合してされたときは、申立て人の一人がした即時抗告は、申立て人の全員に対してもその効力を生ずる。(申立ての取下げの制限)	
4 第百九十三条の規定は、遺産の分割の審判の申立ての取下げについて準用する。	
5 第百九十九条 第百五十三条の規定は、遺産の分割の規定にかかるわらず、遺産の分割の審判の申立ての取下げは、相続開始の時から十年を経過した後においては、相手方の同意を得なければ、その効力を生じない。	

6 第二百十条 家庭裁判所(第五十五条第二項の場合にあつては、高等裁判所)次項及び第三項において同じ。)は、遺産の分割の審判又は調停の申立てがあつた場合において、財産の管理のため必要があるときは、申立てにより又は職権で、担保を立てさせないで、遺産の分割の申立てについての審判が効力を生ずるまでの間、財産の管理者を選任し、又は事件の関係人に對し、財産の管理に関する事項を指示することができる。	財産の管理者について準用する。この場合において、第二百五十三条の規定は、相続開始の時から十年を経過した後においては、相手方の同意を得なければ、その効力を生じない。
7 第二百十一条 家庭裁判所は、第五項の申述の受理の審判を准用するときは、申述書にその旨を記載しなければならない。この場合において、当該審判は、申述書にその旨を記載した時に、その効力を生ずる。	
8 前項の審判については、第七十六条の規定及び民法第二十七条から第二十九条まで(同法第	

9 次の各号に掲げる審判に對しては、当該各号に定める者は、即時抗告をすることができる。	一 相続人の不存在の場合における相続財産の清算に關する処分の審判事件
10 第二百二十二条第一項の規定により相続財産の分与の審判事件(別表第一の百の項の事項についての審判事件)は、相続人が数個同時に係属する家庭裁判所(抗告裁判所に係属している場合にあっては、その裁判所、財産分離の裁判確定後にあっては財産分離の審判事件が係属していた家庭裁判所)が特別縁故者に対する相続財産の分与の審判事件(別表第一の百の項の事項についての審判事件)である。	二 一相続の承認又は放棄をするべき期間の伸長の申立てを却下する審判(申立人)
11 第二百二十三条第一項の規定により相続財産の分与の審判事件(別表第一の百の項の事項についての審判事件)は、相続人が数個同時に係属する家庭裁判所(抗告裁判所に係属している場合にあっては、その裁判所、財産分離の裁判確定後にあっては財産分離の審判事件が係属していた家庭裁判所)が特別縁故者に対する相続財産の分与の審判事件(別表第一の百の項の事項についての審判事件)である。	三 限定承認又は相続の放棄の申述を却下する審判(申述人)
12 第二百二十四条第一項の規定により相続財産の分与の審判事件(別表第一の百の項の事項についての審判事件)は、相続人が数個同時に係属する家庭裁判所(抗告裁判所に係属している場合にあっては、その裁判所、財産分離の裁判確定後にあっては財産分離の審判事件が係属していた家庭裁判所)が特別縁故者に対する相続財産の分与の審判事件(別表第一の百の項の事項についての審判事件)である。	四 限定承認又は相続の放棄の取消しを却下する審判(申立人)
13 第二百二十五条第一項の規定により相続財産の分与の審判事件(別表第一の百の項の事項についての審判事件)は、相続人が数個同時に係属する家庭裁判所(抗告裁判所に係属している場合にあっては、その裁判所、財産分離の裁判確定後にあっては財産分離の審判事件が係属していた家庭裁判所)が特別縁故者に対する相続財産の分与の審判事件(別表第一の百の項の事項についての審判事件)である。	五 限定承認又は相続の放棄の取消しを却下する審判(申立人)

14 第二百二十六条第一項の規定により相続財産の分与の審判事件(別表第一の百の項の事項についての審判事件)は、相続人が数個同時に係属する家庭裁判所(抗告裁判所に係属している場合にあっては、その裁判所、財産分離の裁判確定後にあっては財産分離の審判事件が係属していた家庭裁判所)が特別縁故者に対する相続財産の分与の審判事件(別表第一の百の項の事項についての審判事件)である。	六 一 相続人の不存在の場合における相続財産の清算に關する処分の審判事件
15 第二百二十七条第一項の規定により相続財産の分与の審判事件(別表第一の百の項の事項についての審判事件)は、相続人が数個同時に係属する家庭裁判所(抗告裁判所に係属している場合にあっては、その裁判所、財産分離の裁判確定後にあっては財産分離の審判事件が係属していた家庭裁判所)が特別縁故者に対する相続財産の分与の審判事件(別表第一の百の項の事項についての審判事件)である。	二 特別縁故者に対する相続財産の分与の審判事件(別表第一の百の項の事項についての審判事件)
16 第二百二十八条第一項の規定により相続財産の分与の審判事件(別表第一の百の項の事項についての審判事件)は、相続人が数個同時に係属する家庭裁判所(抗告裁判所に係属している場合にあっては、その裁判所、財産分離の裁判確定後にあっては財産分離の審判事件が係属していた家庭裁判所)が特別縁故者に対する相続財産の分与の審判事件(別表第一の百の項の事項についての審判事件)である。	三 特別縁故者に対する相続財産の分与の審判事件(別表第一の百の項の事項についての審判事件)
17 第二百二十九条第一項の規定により相続財産の分与の審判事件(別表第一の百の項の事項についての審判事件)は、相続人が数個同時に係属する家庭裁判所(抗告裁判所に係属している場合にあっては、その裁判所、財産分離の裁判確定後にあっては財産分離の審判事件が係属していた家庭裁判所)が特別縁故者に対する相続財産の分与の審判事件(別表第一の百の項の事項についての審判事件)である。	四 特別縁故者に対する相続財産の分与の審判事件(別表第一の百の項の事項についての審判事件)
18 第二百三十条第一項の規定により相続財産の分与の審判事件(別表第一の百の項の事項についての審判事件)は、相続人が数個同時に係属する家庭裁判所(抗告裁判所に係属している場合にあっては、その裁判所、財産分離の裁判確定後にあっては財産分離の審判事件が係属していた家庭裁判所)が特別縁故者に対する相続財産の分与の審判事件(別表第一の百の項の事項についての審判事件)である。	五 特別縁故者に対する相続財産の分与の審判事件(別表第一の百の項の事項についての審判事件)

場合には、任意後見契約の効力が生ずることに
ついて、任意後見受任者の意見を聽かなければ
ならない。

(申立ての取下げの制限)

第二百二十二条 任意後見契約の効力を発生させ
るための任意後見監督人の選任及び任意後見監
督人が欠けた場合における任意後見監督人の選
任の申立ては、審判がされる前であっても、家
庭裁判所の許可を得なければ、取り下げること
ができる。

(審判の告知)

第二百二十二条 次の各号に掲げる審判は、第七
十四条第一項に規定する者(ほか、当該各号に
定める者)に告知しなければならない。

一 任意後見契約の効力を発生させるための任
意後見監督人の選任の審判 本人及び任意後
見受任者

二 後見開始の審判等の取消しの審判 後見開
始の審判の取消しの審判にあっては成年後見
人及び成年後見監督人、保佐開始の審判の取
消しの審判にあっては保佐人及び保佐監督人
並びに補助開始の審判の取消しの審判にあつ
ては補助人及び補助監督人

三 任意後見人の解任の審判 本人及び任意後
見監督人

四 任意後見契約の解除についての許可の審
判 本人、任意後見人及び任意後見監督人
(即時抗告)

第二百二十三条 次の各号に掲げる審判に対し
ては、当該各号に定める者(第四号及び第六号に
あっては、申立人を除く。)は、即時抗告をす
ることができる。

一 任意後見契約の効力を発生させるための任
意後見監督人の選任の申立てを却下する審
判 申立人

二 任意後見監督人の解任の審判 任意後見監
督人

三 任意後見監督人の解任の申立てを却下する
審判 申立人、任意後見監督人並びに本人及び
その親族

四 任意後見人の解任の審判 本人及び任意後
見人

五 任意後見契約の解除についての許可の審
判 本人及び任意後見人

六 任意後見契約の解除についての許可の申立
てを却下する審判 申立人

(任意後見監督人の解任の審判事件等を本案と
する保全処分)

第二百二十四条 家庭裁判所は、家庭裁判所調査
官に任意後見監督人の事務を調査させることができ
る。

第二百二十五条 第百二十七条第一項から第四項
までの規定は、任意後見監督人の解任の審判事
件(別表第一の百十七の項の事項についての審
判事件をいう。)を本案とする保全処分につい
て準用する。

第二百二十六条 第百二十七条第一項及び第二項の規定は、任
意後見人の解任の審判事件(別表第一の百二十
二の項の事項についての審判事件をいう。)を本
案とする保全処分について準用する。この場合
において、同条第一項中「停止し、又はその職
務代行者を選任する」とあるのは「停止する」
と、同条第二項中「同項の規定により選任した
職務代行者」とあるのは「任意後見監督人」と
読み替えるものとする。

第二百二十九条 家庭裁判所は、氏又は氏の振り
仮名の変更についての許可の審判をする場合に
は、申立人と同一戸籍内にある者(十五歳以上
のものに限る。)の陳述を聽かなければなら
ない。

第二百三十条 戸籍事件についての市町村長
(特別区の区長を含むものとし、地方自治法
(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二
条の十九第一項の指定都市にあっては、区長又
は総合区長とする。以下この節において同じ。)
の処分に対する不服の申立てがあつた場合は、
当該市町村長の意見を聴かなければならない。
(管轄)

第二百三十三条 請求すべき分割合に関する處
分の審判事件(別表第一の十六の項の事項につ
いての審判事件をいう。)は、申立人又は相手
人の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属
する。

第二百三十四条 都道府県の措置についての承認
の審判事件(別表第一の百二十七の項の事項に
ついての審判事件をいう。次条において同じ。)
、都道府県の措置の期間の更新についての承認
の審判事件(同表の百二十八の項の事項につ
いての審判事件をいう。同条において同じ。)、児
童相談所長又は都道府県知事の引き続いでの一
時保護についての承認の審判事件(同表の百二
十八の二の項の事項についての審判事件をい

ることができる者について準用する。ただし、
戸籍事件についての市町村長の処分に対する不
服の審判事件においては、当該処分を受けた届
出その他の行為を自らすることができる場合に
限る。

（事件係属の通知）

第二百二十九条 戸籍事件は、戸籍法第百十三
条の規定による戸籍の訂正についての許可の申
立てが当該戸籍の届出人又は届出事件の本人以
外の者がらされた場合には、申立てが不適法で
あるとき又は申立てに理由がないことが明らか
なときを除き、当該届出人又は届出事件の本人
に対し、その旨を通知しなければならない。た
だし、事件の記録上これらの者の氏名及び住所
又は居所が判明している場合に限る。

(陳述及び意見の聴取)

第二百三十二条 性別の取扱いの変更の審判事件
(別表第一の百二十六の項の事項についての審
判事件をいう。次項において同じ。)は、申立
人の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属
する。

第二百三十三条 第百十八条の規定は、性別の取扱いの変更の
審判事件における申立人について準用する。

第二百三十四条 厚生年金保険法に規定する
事件(管轄)

申立てに係るものである場合 同法第三条第二項の旧代表者の住所地

二 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第四条第三項の規定による合意(同法第五条又は第六条第二項の規定による合意をした場合にあつては、同法第四条第三項及び第五条又は第六条第二項の規定による合意についての申立てに係るものである場合 同法第三条第四項の旧個人事業者の住所地)

遺留分の算定に係る合意についての許可の審判は、当該合意の当事者の全員に告知しなければならない。

次の各号に掲げる審判に對しては、当該各号に定める者は、即時抗告をすることができる。

一 遺留分の算定に係る合意についての許可の審判(当該合意の当事者(申立人を除く。))

二 遺留分の算定に係る合意についての許可の申立てを却下する審判(当該合意の当事者)

第三編 家事調停に関する手続

2 第一章 総則

(調停事項等)

第二百四十四条 家庭裁判所は、人事に関する訴訟事件その他家庭に関する事件(別表第一に掲げる事項についての事件を除く。)について調停を行うほか、この編の定めるところにより審判をする。(管轄等)

第二百四十五条 家事調停事件は、相手方の住所地を管轄する家庭裁判所又は当事者が合意で定める家庭裁判所の管轄に属する。

2 民事訴訟法第十一条第二項及び第三項の規定は、前項の合意について準用する。

3 第百九十一条第二項及び第一百九十二条の規定は、遺産の分割の調停事件(別表第二の十二の項の事項についての調停事件をいう。)及び寄与分を定める处分の調停事件(同表の十四の項の事項についての調停事件をいう。)について準用する。この場合において、第一百九十九条第二項中「前項」とあるのは、「第二百四十五条第一項」と読み替えるものとする。

(地方裁判所又は簡易裁判所への移送)

第二百四十六条 家庭裁判所は、第二百四十四条の規定により調停を行うことができる事件以外の事件について調停の申立てを受けた場合に、は、職権で、これを管轄権を有する地方裁判所又は簡易裁判所に移送する。

2 第二百四十七条 家庭裁判所は、調停委員会で調停を行う。ただし、家庭裁判所が相当と認めるときは、裁判官のみで行うことができる。

2 家庭裁判所は、当事者の申立てがあるときは、前項ただし書の規定にかかわらず、調停委員会で調停を行わなければならない。

(調停機関)

第二百四十八条 調停委員会は、裁判官一人及び家事調停委員二人以上で組織する。

2 調停委員会を組織する家事調停委員は、家庭裁判所が各事件について指定する。

3 調停委員会の決議は、過半数の意見による。可否同数の場合には、裁判官の決するところによること。

(調停委員会)

第二百四十九条 家事調停委員は、非常勤とし、その任免に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

2 家事調停委員には、別に法律で定めるところにより手当を支給し、並びに最高裁判所規則で定める額の旅費、日当及び宿泊料を支給する。

(家事調停委員)

第二百五十条 家事調停委員は、弁護士で五年以上その職にあつたもののうちから、最高裁判所が任命する。

2 家事調停官は、この法律の定めるところにより、家事調停事件の処理に必要な職務を行う。

3 家事調停官は、任期を二年とし、再任されることができる。

2 家事調停官は、非常勤とする。

2 家事調停官は、次の方のいずれかに該當する場合は、職権で、これを管轄権を有する地方裁判所に移送する。

3 第二百五十五条 家事調停事件は、相手方の住所地を管轄する家庭裁判所又は当事者が合意で定める家庭裁判所の管轄に属する。

2 民事訴訟法第十一条第二項及び第三項の規定は、前項の合意について準用する。

3 第百九十一条第二項及び第一百九十二条の規定は、遺産の分割の調停事件(別表第二の十二の項の事項についての調停事件をいう。)及び寄与分を定める处分の調停事件(同表の十四の項の事項についての調停事件をいう。)について準用する。この場合において、第一百九十九条第二項中「前項」とあるのは、「第二百四十五条第一項」と読み替えるものとする。

(地方裁判所又は簡易裁判所への移送)

第二百四十六条 家庭裁判所は、第二百四十四条の規定により調停を行うことができる事件以外の事件について調停の申立てを受けた場合に、は、職権で、これを管轄権を有する地方裁判所又は簡易裁判所に移送する。

2 第二百五十三条 裁判所書記官は、家事調停の手続の期日について、調書を作成しなければならない。ただし、裁判長においてその必要がないと認めるときは、この限りでない。

(記録の閲覧等)

第二百五十四条 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、家庭裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、家事調停事件の記録の閲覧若しくは贈写、その正本、贈本若しくは抄本の交付又は家事調停事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。

2 前項の規定は、家事調停事件の記録中の録音テープ又はビデオテープ(これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含む。)においては、適用しない。この場合において、当事者は又は利害関係を疎明した第三者は、家庭裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、これら

2 二 子の監護に関する处分の調停事件(別表第二の三の項の事項についての調停事件をいいう。)

3 二の二の項の事項についての調停事件をいいう。)

子

2 家庭裁判所は、第二百四十四条の規定により調停を行うことができる事件について調停の申立てを受けた場合において、事件を處理するため特に必要があると認めるとときは、職権で、事件の全部又は一部を管轄権を有する地方裁判所又は簡易裁判所に移送することができる。

3 家庭裁判所は、事件を處理するため特に必要があると認めるとときは、前二項の規定にかかわらず、その事件を管轄権を有する地方裁判所又は簡易裁判所以外の地方裁判所又は簡易裁判所に移送するものに限る。に移送することができる。

2 第二百五十五条 家事調停官は、家庭裁判所の指定期を受けて、家事調停事件を取り扱う。

2 家事調停官は、その取り扱う家事調停事件の処理について、この法律において家庭裁判所、裁判官又は裁判長が行うものとして定める家事調停事件の処理に関する権限を行う。

2 家事調停官は、独立してその職権を行う。

3 家事調停官は、その権限を行うについて、裁判所書記官、家庭裁判所調査官及び医師である裁判所技官に対し、その職務に関し必要な命令を出すことができる。この場合において、裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)第六十条第五項の規定は、家事調停官の命令を受けた裁判所書記官について準用する。

3 家事調停官には、別に法律で定めるところにより手当を支給し、並びに最高裁判所規則で定める額の旅費、日当及び宿泊料を支給する。

(手続行為能力)

2 家事調停官には、別に法律で定めるところにより手当を支給し、並びに最高裁判所規則で定める額の旅費、日当及び宿泊料を支給する。

(家事調停官の任命等)

第二百五十二条 次の各号に掲げる調停事件(第一号及び第二号にあつては、財産上の給付を請求するもの除外)において、当該各号に定められるものを除く。)において、当該各号に定める者は、第十七条第一項において準用する民事訴訟法第三十二条の規定にかかわらず、法定代理人によらずに、自ら手続行為をすることができる。その者が被保佐人又は被補助人(手続行為をすることにつきその補助人の同意を得ることを要するものに限る。)であつて、保佐人若しくは保佐監督又は補助人若しくは補助監督の同意がない場合も、同様とする。

2 家事調停官は、弁護士で五年以上その職にあつたもののうちから、最高裁判所が任命する。

3 家事調停官は、任期を二年とし、再任されることができる。

2 家事調停官は、この法律の定めるところにより、家事調停事件の処理に必要な職務を行う。

3 家事調停官は、任期を二年とし、再任されることがある。

2 家事調停官は、次の方のいずれかに該當する場合は、職権で、これを管轄権を有する地方裁判所に移送する。

がかった場合（第六項に規定する場合を除く。）において、相当と認めるときは、これを許可することができる。次に掲げる書面については、当事者は、第一項の規定にかかわらず、家庭裁判所の許可を得ず、裁判所書記官に対し、その交付を請求することができる。
 一 番判書その他の裁判書の正本、謄本又は抄本
 二 調停において成立した合意を記載し、又は調停をしないものとして、若しくは調停が成立しないものとして事件が終了した旨を記載した調書の正本、謄本又は抄本
 三 家事調停事件に関する事項の証明書
 五 家事調停事件の記録の閲覧、謄写及び複製の請求は、家事調停事件の記録の保存又は裁判所若しくは調停委員会の執務に支障があるときは、することができない。
 六 第二百七十七条第一項に規定する事項についての調停事件において、当事者から第一項又は第二項の規定による許可の申立てがあつた場合については、第四十七条第三項、第四項及び第八項から第十項までの規定を準用する。

第二節 家事調停の申立て等
 2 家事調停の申立てには、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 二 申立ての趣旨及び理由
 3 家事調停の申立てを不適法として却下する審判に對しては、即時抗告をすることができる。
 4 第四十九条第三項から第六項まで及び第五十条（第一項ただし書を除く。）の規定は、家事調停の申立てについて準用する。この場合において、第四十九条第四項中「第一項」とあるのは、「第二百五十五条第二項」と読み替えるものとする。

（家事調停の申立て書の写しの送付等）

第二百五十六条 家事調停の申立てがあつた場合には、家庭裁判所は、申立てが不適法であるとき又は家事調停の手続の期日を経ないで第二百七十七条の規定により家事調停事件を終了させるときを除き、家事調停の申立て書の写しを相手

方に送付しなければならない。ただし、家事調停の手続の円滑な進行を妨げるおそれがあると認められるときは、家事調停の申立てがあつたことを通知することをもって、家事調停の申立書の写しの送付に代えることができる。

第二百五十七条 第一百四十四条の規定により調停を行うことができる事件について訴えを提起しようとする者は、まず家庭裁判所に家事調停の申立てをしてしなければならない。
 2 前項の事件について家事調停の申立てをすることなく訴えを提起した場合には、裁判所は、職權で、事件を家事調停に付さなければならぬ。ただし、裁判所が事件を調停に付することが相当でないと認めるときは、この限りでない。
 3 裁判所は、前項の規定により事件を調停に付する場合においては、事件を管轄権を有する家庭裁判所に処理させなければならない。ただし、家事調停事件を処理するために特に必要があると認めるときは、事件を管轄権を有する家庭裁判所以外の家庭裁判所に処理させることができる。

第三節 家事調停の手続

第二百五十八条 第四十一条から第四十三条までの規定は家事調停の手続における参加及び排除について、第四十四条の規定は家事調停の手続における受継、第五十一条第一項の規定による事件の関係人の呼出し、第五十四条第一項の規定による音声の送受信による通話の方法による手続並びに第五十六条第一項、第五十九条第一項から第三項まで（これらの規定を第六十一条第二項において準用する場合を含む。）、第六十二条第一項、第六十二条並びに第六十四条第五項の規定並びに同条第一項において準用する民事訴訟法の規定による事実の調査及び証拠調べについて、第六十五条の規定は家事調停の手続における子の意思の把握等について、第五十六条から第六十二条まで及び第六十四条の規定は家事調停の手続における審判について、第七十三条、第七十四条、第七十六条以外の裁判について準用する。この場合において、第四十九条第四項中「第一項」とあるのは、「第二百五十五条第二項」と読み替えるものとする。

（家事調停の申立て書の写しの送付等）

第二百五十六条 家事調停の申立てがあつた場合には、申立てが不適法であるとき又は家事調停の手続の期日を経ないで第二百七十七条の規定により家事調停事件を終了させるときを除き、家事調停の申立て書の写しを相手

方に送付しなければならない。ただし、家事調停の手續の円滑な進行を妨げるおそれがあると認められるときは、家事調停の申立てがあつたことを通知することをもって、家事調停の申立書の写しの送付に代えることができる。

第二百五十九条 調停委員会が行う家事調停の手續は、調停委員会を組織する裁判官が指揮する（調停委員会等の権限）
第二百六十条 調停委員会が家事調停を行いう場合には、次に掲げる事項に関する裁判所の権限は、調停委員会が行う。
 1 第二百二十二条の規定による手続代理人の許可等
 2 第二十七条において準用する民事訴訟法第二六十条第一項及び第二項の規定による補佐人の許可等
 3 第二二三条ただし書の規定による傍聴の許可
 4 第三百五十五条の規定による手続の併合等
 5 第二百五十五条第四項において準用する第五十条第三項及び第四項の規定による申立ての変更
 6 第二百五十八条第一項において準用する第四十一条第一項及び第二項並びに第四十二条第一項から第三項まで及び第五項の規定による参加、第四十三条第一項の規定による排除、第四十四条第一項及び第三項の規定による受継、第五十一条第一項の規定による事件の関係人の呼出し、第五十四条第一項の規定による音声の送受信による通話の方法による手続並びに第五十六条第一項、第五十九条第一項から第三項まで（これらの規定を第六十一条第二項において準用する場合を含む。）、第六十二条第一項、第六十二条並びに第六十四条第五項の規定並びに同条第一項において準用する民事訴訟法の規定による事実の調査及び証拠調べ（過料及び勾引に関する事項を除く。）

調停委員会が家事調停を行う場合には、第二十三条规定及び第二項の規定による手続代理人の選任等、第三十四条第一項の規定による手続代理人の指定並びに第二百五十三条ただし書の規定による調書の作成に関する裁判長の権限は、法定により家事調停の手続における事実の調査の規定により家事調停の手続における事実の調査の

嘱託を受けた裁判所は、相当と認めるときは、裁判所書記官に当該嘱託に係る事実の調査及び証拠調べ等）

第二百六十二条 調停委員会は、相当と認めるときは、当該調停委員会を組織する裁判官は、当該調停委員会の決議により、事実の調査官に事実の調査をさせることを相当と認めるときは、この限りでない。

第二百六十三条 調停委員会は、他の家庭裁判所又は簡易裁判所に事件の関係人から紛争の解決に関する意見を聽取することを嘱託することができる。
第二百六十四条 調停委員会は、家庭裁判所は、相当と認めるときは、家事調停委員に当該嘱託に係る意見を聽取させることができ。前項の規定により意見の聽取の嘱託を受けた家庭裁判所は、相当と認めるときは、家事調停委員に当該嘱託に係る意見を听取させることができる。
第二百六十五条 調停委員会は、必要があると認めるときは、当該調停委員会を組織していない家事調停委員の専門的な知識経験に基づく意見を聽取することができる。
第二百六十六条 前項の規定により意見を聽取する家事調停委員は、家庭裁判所が指定する。

調停委員会が家事調停を行いう場合には、第二十三条规定及び第二項の規定による手続代理人の選任等、第三十四条第一項の規定による手続代理人の指定並びに第二百五十三条ただし書の規定による調書の作成に関する裁判長の権限は、法定により家事調停の手続における事実の調査の規定により家事調停の手続における事実の調査の

（調停委員会を組織する裁判官による事実の調査及び証拠調べ等）
第二百六十二条 調停委員会は、相当と認めるときは、当該調停委員会を組織する裁判官は、当該調停委員会の決議により、事実の調査及び証拠調べ等）

(調停の場所)

第二百六十五条 調停委員会は、事件の実情を考慮して、裁判所外の適当な場所で調停を行うことができる。

(調停前の処分)

第二百六十六条 調停委員会は、家事調停事件が係属している間、調停のために必要であると認める処分を命ぜることができる。

2 急迫の事情があるときは、調停委員会を組織する裁判官が前項の処分（以下「調停前の処分」という。）を命ぜることができる。

3 調停前の処分は、執行力を有しない。

4 調停前の処分として必要な事項を命じられた当事者又は利害関係参加人が正当な理由なくこれに従わないときは、家庭裁判所は、十万円以下の過料に処する。

（裁判官のみで行う家事調停の手続）
第二百六十七条 裁判官のみで家事調停の手続を行う場合には、家庭裁判所は、相当と認めるとときは、裁判所書記官に事実の調査をさせることができる。ただし、家庭裁判所調査官に事実の調査をさせることを相当と認めるときは、この限りでない。

2 第二百六十三条から前条までの規定は、裁判官のみで家事調停の手続を行う場合について準用する。

第四節 調停の成立

(調停の成立及び効力)

第二百六十八条 調停において当事者間に合意が成立し、これを調書に記載したときは、調停が成立したものとし、その記載は、確定判決（別表第二に掲げる事項にあっては、確定した第三十九条の規定による審判）と同一の効力を有する。

3 異婚又は離縁についての調停事件においては、第二百五十八条第一項において準用する第五十四条第一項に規定する方法によつては、調停を成立させることができない。ただし、家庭裁判所及び当事者双方が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすことができる方法による場合は、この限りでない。

4 第一項及び第二項の規定は、第二百七十七条第一項に規定する事項についての調停事件については、適用しない。

（調停調書の更正決定）
第二百六十九条 調停調書に計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは、家庭裁判所は、申立てにより又は職権で、いつでも更正決定をすることができる。

2 更正決定は、裁判書を作成してしなければならない。

3 更正決定に対しては、即時抗告をすることができる。

4 第一項の申立てを不適法として却下した決定に対しても、即時抗告することができる。

（調停項条案の書面による受諾）
第二百七十条 当事者が遠隔の地に居住していることその他の事由により出頭することが困難であると認められる場合において、その当事者があらかじめ調停委員会（裁判官のみで家事調停の手続を行う場合については、その裁判官。次条及び第二百七十二条第一項において同じ。）から提示された調停項条案を受諾する旨の書面を提出し、他の当事者が家事調停の手続の期日に出頭して当該調停項条案を受諾したときは、当事者間に合意が成立したものとみなす。

2 前項の規定は、離婚又は離縁についての調停事件については、適用しない。

第五節 調停の成立によらない事件の終了

(調停をしない場合の事件の終了)

第二百七十二条 調停委員会は、事件が性質上調停を行うのに適当でないと認めるとき、又は当事者が不當な目的でみだりに調停の申立てをしたと認めるときは、調停をしないものとして、家事調停事件を終了させることができる。

（調停の不成立の場合の事件の終了）
第二百七十三条 調停委員会は、当事者間に合意が成立したときは、その一部について調停を成立させることができる。手続の併合を命じた数個の家事調停事件中その一について合意が成立したときも、同様とする。

3 異婚又は離縁についての調停事件においては、第二百五十八条第一項において準用する第五十四条第一項に規定する方法によつては、調停を成立させることができない。ただし、家庭裁判所及び当事者双方が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすことができる方法による場合は、この限りでない。

3 当事者が前項の規定による通知を受けた日から二週間以内に家事調停の申立てがあつた事件について訴え提起したときは、家事調停の申立ての時に、その訴えの提起があつたものとみなす。

（家事調停の申立ての取下げ）
第二百七十三条 家事調停の申立てでは、家事調停の申立ての取下げは、相続開始の時から十年を経過した後については、相手方の同意を得なければ下れることができる。

4 第一項の規定により別表第二に掲げる事項についての調停事件が終了した場合には、家事調停の申立てがあつたものとみなす。

（家事調停の申立ての取下げ）
第二百七十四条 第二百四十四条の規定により調停を行ふことができる事件についての訴訟又は家事審判事件が係属している場合には、裁判所は、当事者（本件について被告又は相手方の陳述がされる前にあつては、原告又は申立て人に限る。）の意見を聴いて、いつでも、職権で、事件を家事調停に付することができる。

2 裁判所は、前項の規定により事件を調停に付する場合においては、事件を管轄権を有する家庭裁判所に処理させなければならない。ただし、家庭裁判所に処理するため特に必要があると認めるときは、事件を管轄権を有する家庭裁判所以外の家庭裁判所に処理させることができる。

3 家庭裁判所及び高等裁判所は、第一項の規定により事件を調停に行うときは、調停委員会が調停委員会で調停を行ふときは、調停委員会は、当該裁判所がその裁判官の中から指定する裁判官一人及び家事調停委員二人以上で組織することができる。

4 前項の規定により家庭裁判所又は高等裁判所が調停委員会で調停を行ふときは、調停委員会は、当該裁判所がその裁判官の中から指定する裁判官一人及び家事調停委員二人以上で組織することができる。

5 第三項の規定により高等裁判所が自ら調停を行ふ場合についてのこの編の規定の適用については、第二百四十四条、第二百四十七条、第二百四十八条第二項、第二百五十四条第一項から第四項まで、第二百六十四条第二項、第二百六十六条第四項、第二百四十九条第三項ただし下げることができる。

（付調停）
第二百七十五条 第二百七十五条の規定により調停を行ふことができる事件についての訴訟又は家事審判事件が係属している場合には、裁判所は、当事者（本件について被告又は相手方の陳述がされる前にあつては、原告又は申立て人に限る。）の意見を聴いて、いつでも、職権で、事件を家事調停に付することができる。

2 裁判所は、前項の規定により事件を調停に付する場合においては、事件を管轄権を有する家庭裁判所に処理させなければならない。ただし、家庭裁判所に処理するため特に必要があると認めるときは、事件を管轄権を有する家庭裁判所は、家事調停の申立てがあつた事件について訴訟が係属している裁判所が第二百五十七条第二項若しくは前条第一項の規定により事件を調停に付したときは、訴訟が係属している裁判所は、家事調停事件が終了するまで訴訟手続を中止することができる。

3 家庭裁判所及び高等裁判所は、第一項の規定により事件を調停に付したときは、家事審判事件が係属している裁判所は、家事調停事件が終了するまで、家事審判の手続を中止することができる。

4 前項の規定により家庭裁判所又は高等裁判所が調停委員会で調停を行ふときは、調停委員会は、当該裁判所がその裁判官の中から指定する裁判官一人及び家事調停委員二人以上で組織することができる。

5 第三項の規定により高等裁判所が自ら調停を行ふ場合についてのこの編の規定の適用については、第二百四十四条、第二百四十七条、第二百四十八条第二項、第二百五十四条第一項から第四項まで、第二百六十四条第二項、第二百六十六条第四項、第二百四十九条第三項ただし下げることができる。

（付調停）
第二百七十六条 第二百七十六条の規定により調停を行ふことができる事件についての訴訟又は家事審判事件が係属している場合には、裁判所は、当事者（本件について被告又は相手方の陳述がされる前にあつては、原告又は申立て人に限る。）の意見を聴いて、いつでも、職権で、事件を家事調停に付することができる。

2 裁判所は、前項の規定により事件を調停に付する場合においては、事件を管轄権を有する家庭裁判所に処理させなければならない。ただし、家庭裁判所に処理するため特に必要があると認めるときは、事件を管轄権を有する家庭裁判所は、家事調停の申立てがあつた事件について訴訟が係属している裁判所が第二百五十七条第二項若しくは前条第一項の規定により事件を調停に付したときは、訴訟が係属している裁判所は、家事調停事件が終了するまで訴訟手続を中止することができる。

3 家庭裁判所及び高等裁判所は、第一項の規定により事件を調停に付したときは、家事審判事件が係属している裁判所は、家事調停事件が終了するまで、家事審判の手続を中止することができる。

4 前項の規定により家庭裁判所又は高等裁判所が調停委員会で調停を行ふときは、調停委員会は、当該裁判所がその裁判官の中から指定する裁判官一人及び家事調停委員二人以上で組織することができる。

5 第三項の規定により高等裁判所が自ら調停を行ふ場合についてのこの編の規定の適用については、第二百四十四条、第二百四十七条、第二百四十八条第二項、第二百五十四条第一項から第四項まで、第二百六十四条第二項、第二百六十六条第四項、第二百四十九条第三項ただし下げることができる。

第二百七十六条 訴訟が係属している裁判所が第二百五十七条第一項又は第二百七十四条第一項の規定により事件を調停に付した場合において、調停が成立し、又は次条第一項若しくは第二百八十四条第一項の規定による審判が確定したときは、当該訴訟について訴えの取下げがあつたものとみなす。

2 家事審判事件が係属している裁判所が第二百七十四条第一項の規定により事件を調停に付した場合において、調停が成立し、又は第二百八十四条第一項の規定による審判が確定したときは、当該家事審判事件は、終了する。

第二章 合意に相当する審判

(合意に相当する審判の対象及び要件)

第二百七十七条 人事に関する訴え(離婚及び離縁の訴えを除く。)を提起することができる事項についての家事調停の手続において、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合は、家庭裁判所は、必要な事実を調査した上、第一号の合意を正当と認めるときは、当該合意に相当する審判(以下「合意に相当する審判」という。)をすることができる。ただし、当該事項に係る身分関係の当事者の一方が死亡した後は、この限りでない。

1 当事者間に申立ての趣旨のとおりの審判を受けることについて合意が成立していること

2 当当事者の双方が申立てに係る無効若しくは取消しの原因又は身分関係の形成若しくは存否の原因について争わないこと。

3 第二百七十二条第一項から第三項までの規定は、家庭裁判所は、その調停委員会を組織する家事調停委員の意見を聴かなければならぬ。

4 第二百七十二条第一項から第三項までの規定は、家庭裁判所が第一項第一号の規定による合意を得なければ、その効力を生じない。

(申立ての取下げの制限)
第二百七十八条 家事調停の申立ての取下げは、合意に相当する審判がされた後は、相手方の同意を得なければ、その効力を生じない。

第二百七十九条 当事者及び利害関係人は、合意に相当する審判に対し、家庭裁判所に異議を申し立てることができる。ただし、当事者にあつたときは、当該の申立ては、第二百七十七条第一項各号に掲げる要件に該当しないことを理由とする場合に限る。

2 不定期間にしなければならない。

3 前項の期間は、異議の申立てをすることができる者が、審判の告知を受けた日(二以上あるときは、当該日のうち最も遅い日)から、それぞれ進行する。

4 第一項の規定による異議の申立てをする権利は、放棄することができる。

(異議の申立てに対する審判等)

第二百八十条 家庭裁判所は、当事者がした前条第一項の規定による異議の申立てが不適法であるとき、又は異議の申立てに理由がないと認められるときは、これを却下なければならない。利害関係人がした同項の規定による異議の申立てが不適法であるときも、同様とする。

2 異議の申立ては、前項の規定により異議の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができる。

3 家庭裁判所は、当事者から適法な異議の申立てがあった場合において、異議の申立てを理由があると認めるときは、合意に相当する審判を取り消さなければならない。

4 利害関係人から適法な異議の申立てがあつたときは、合意に相当する審判は、その効力を失う。

5 当事者が前項の規定による通知を受けた日から二週間以内に家事調停の申立てがあつた事件について訴えを提起したときは、家事調停の申立ての時に、その訴えを提起したときは、家事調停の申立て等

(認知の無効についての調停の申立ての特則)

第二百八十三条の二 認知をした者が認知について反対の事実があることを理由とする認知の無効についての調停の申立てをした後に死亡した場合において、当該申立てに係る子の嫡出否認についての合意に相当する審判が確定したときは、同法第七百七十四条第四項に規定した前夫(事件の記録上その氏名及び住所又は居所が判明しているものに限る。)に対し、当該合意に相当する審判の内容を通知するものとする。

(認知の無効についての調停の申立ての特則)

第二百八十三条の三 認知をした者が認知について反対の事実があることを理由とする認知の無効についての調停の申立てをした後に死亡した場合において、当該申立てに係る子の嫡出否認についての合意に相当する審判が確定したときは、同法第七百七十四条第四項に規定した前夫(事件の記録上その氏名及び住所又は居所が判明しているものに限る。)に対し、当該合意に相当する審判の内容を通知するものとする。

(認知の無効についての調停の申立て等)

第二百八十六条 当事者は、調停に代わる審判に對し、家庭裁判所に異議を申し立てて、家庭裁判所は、第一項の規定による異議の申立て等

2 第二百七十九条第二項から第四項までの規定によつては、することができない。

3 調停に代わる審判を告知することができないときは、家庭裁判所は、これを取り消さなければならない。

4 調停に代わる審判は、前項の規定により異議の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができる。

(異議の申立て等)

第二百八十六条 当事者は、調停に代わる審判に對し、家庭裁判所に異議を申し立てて、家庭裁判所は、第一項の規定による異議の申立て等

2 第二百七十九条第二項から第四項までの規定によつては、することができない。

3 調停に代わる審判を告知することができないときは、家庭裁判所は、これを取り消さなければならない。

4 調停に代わる審判は、前項の規定により異議の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができる。

(異議の申立て等)

第二百八十七条 第二百七十九条第一項の規定による異議の申立てがないとき、又は異議の申立てを却下する審判が確定したときは、合意に相当する審判は、確定判決と同一の効力を有する。

(婚姻の取消しについての合意に相当する審判の特則)

第二百八十二条 婚姻の取消しについての家事調停の手続において、婚姻の取消しについての合意を得たものとみなし。

2 前項の合意に相当する審判は、子の親権者の指定につき当事者間で合意が成立しないとき、又は成立した合意が相当でないと認めるときは、することができない。

(申立人の死亡により事件が終了した場合の特則)

第二百八十三条 父が嫡出否認についての調停の申立てをした後に死亡した場合において、当該申立てに係る子のために相続権を害される者その他の父の三親等内の血族が父の死亡の日から一年以内に嫡出否認の訴えを提起したときは、父は、この限りでない。

2 前項の規定による異議の申立ての時に、その訴えの提起があつたものとみなし。

3 家事調停委員の意見を聽かなければならぬ。

4 家庭裁判所は、調停に代わる審判において、当事者に対し、子の引渡し又は金銭の支払その他財産上の給付その他の給付を命ずることができる。

5 家事調停委員の意見を聽かなければならぬ。

6 家庭裁判所は、その法定代理人が子の死亡の日から一年以内に認知について反対の事実があることを理由とする認知の無効の訴えを提起したときは、認知をした者がした調停の申立ての時に、その訴えの提起があつたものとみなし。

7 第五百項の規定により別表第二に掲げる事項についての調停に代わる審判が効力を失つた場合

2 家事調停の手続が調停委員会で行われている場合において、調停に代わる審判において、調停委員会は、その調停委員会を組織する

3 家庭裁判所は、調停に代わる審判において、調停委員は、その法定代理人が子の死亡の日から一年以内に認知について反対の事実があることを理由とする認知の無効の訴えを提起したときは、認知をした者がした調停の申立ての時に、その訴えの提起があつたものとみなし。

4 家庭裁判所は、前項の規定により異議の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができる。

5 適法な異議の申立てがあつたときは、調停に代わる審判は、その効力を失う。この場合においては、家庭裁判所は、当事者に對し、その旨を通知しなければならない。

6 当事者が前項の規定による通知を受けた日から二週間以内に家事調停の申立てがあつた事件について訴えを提起したときは、家事調停の申立ての時に、その訴えの提起があつたものとみなし。

7 第五百項の規定により別表第二に掲げる事項についての調停に代わる審判が効力を失つた場合

には、家事調停の申立ての時に、当該事項についての家事審判の申立てがあつたものとみなす。

当事者が、申立てに係る家事調停（離婚又は離縁についての家事調停を除く。）の手続において、調停に代わる審判に服する旨の共同の申出をしたときは、第一項の規定は、適用しない。

前項の共同の申出は、書面でしなければならない。

当事者は、調停に代わる審判の告知前に限り、第八項の共同の申出を撤回することができるのである。この場合においては、相手方の同意を得ることを要しない。

（調停に代わる審判の効力）

第二百八十七条 前条第一項の規定による異議の申立てがないとき、又は異議の申立てを却下する審判が確定したときは、別表第二に掲げる事項についての調停に代わる審判は確定した第三十九条の規定による審判と同一の効力を、その他の調停に代わる審判は確定判決と同一の効力を有する。

第四章 不服申立て等

第二百八十八条 家事調停の手続においてされた裁判に対する不服申立て及び再審については、特別の定めのある場合を除き、それぞれ前編第一章第二節及び第三節の規定を準用する。

第五編 履行の確保

（義務の履行状況の調査及び履行の勧告）

第二百八十九条 義務を定める第三十九条の規定による審判をした家庭裁判所（第九十一条第一項、第九十六条第一項及び第九十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定により抗告裁判所が義務を定める裁判をした場合にあっては、その裁判事件の執行を了した場合には、その義務の履行を勧告することができる。

（調査及び勧告をする家庭裁判所）

第二百九十条 家事調停の申立てに依る審判をした家庭裁判所（第九十一条第一項、第九十六条第一項及び第九十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定により抗告裁判所が義務を定める裁判をした場合には、その義務の履行を勧告することができる。

（調査及び勧告をする家庭裁判所）

規定期間内に調査及び勧告を行つたために必要があると認めるときは、家庭裁判所調査官に社会福祉機関との連絡その他の措置をとらせることができる。

第六章 調査及び勧告による調査及び勧告の実施

規定期間内に調査及び勧告を行つたために必要があると認めるときは、家庭裁判所調査官に社会福祉機関との連絡その他の措置をとらせることがある。

（調査及び勧告をする家庭裁判所）

第二百九十二条 家事調停委員又はこれらの職にあつた者が正当な理由なくその職務上取り扱つたことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

（評議の秘密を漏らす罪）

第二百九十三条 参与員、家事調停委員又は裁判官、家事調停官若しくは家事調停委員の意見若しくはその多少の数を漏らしたときは、三十万円以下の罰金に処する。参与員又は参与員であった者が正当な理由なく裁判官又は参与員の意見を漏らしたときも、同様とする。

（評議の秘密を漏らす罪）

第二百九十四条 第二百七十五条第一項及び第二百七十六条第一項の規定は、新法の施行前に訴えの提起があつた訴訟については、適用しない。

（民法附則に関する経過措置）

第五条 新法の規定の適用に關しては、次に掲げる事項は、別表第二に掲げる事項とみなす。

一 民法の一部を改正する法律（昭和二十二年法律第二百二十二条）の附則（次号において「民法附則」という。）第二十四条の規定による扶養に關してされた判決の変更又は取消し

二 民法附則第三十二条の規定による遺産の分割に関する处分

（新法の施行期日）

第一条 この法律（以下「新法」という。）は、非訟事件手続法の施行の日から施行する。

（経過措置の原則）

義務を定める第三十九条の規定による審判をした家庭裁判所は、前項の規定により義務の履行をする時までに義務者が履行を怠つた義務の全部又は一部についてするものとする。

（義務の履行をすべきことを命ずる審判）

裁判所は、権利者の申出があるときは、その命令は、その命令をした場合にあつては、その裁判事件の執行を了した場合には、その義務の履行を命ずるには、義務者の陳述を聽かなければならぬ。

（義務を定める第三十九条の規定による審判をした家庭裁判所は、前項の規定による調査及び勧告を他の家庭裁判所に嘱託することができる。

（履行の確保に関する規定に関する経過措置）

（履行の確保に関する規定に関する経過措置）

第三条 整備法第三条の規定による廃止前の家事審判法（昭和二十二年法律第百五十二条以下）

前二項の規定は、調停又は調停に代わる審判において定められた義務の履行について準用する。

（附則）

（平成二四年八月二二日法律第六三号）抄

中「家庭裁判所及び」とあるのは、「高等裁判所及び」とを加える部分に限る。)、同法第二百六十条第一項第六号の改正規定及び同法第二百六十五条の改正規定、第三百四十一條中国际的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の改定並びに第三百五十六条中消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律第五十三条の改正規定(二、第八十七条の二)を削る部分に限る。)民事訴訟法等の一部を改定する法律の施行の日別表第一(第三条の二—第三条の十一、第三十九条、第一百一十六条、第一百三十六条、第一百三十七条、第一百三十八条、第一百三十九条、第一百四十条—第一百四十四条(関係))

九 る財産の目録の項ただし書(同法第八百	八 成年後見に關すの解任	七 成年後見監督人の許可	六 成年後見監督人	五 任成年後見人の辞任についての許可	四 成年後見人の辞任	三 任成年後見人の選任	二 後見開始の審判の取消し	一 成年後見	成年後見の事項	根拠となる法律の規定
四十六 民法第八百五十二条において準用する同法第八百四十六条	民法第八百五十二条において準用する同法第八百四十六条	民法第八百四十九条	民法第八百四十九条	民法第八百四十九条	民法第十一条	民法第八百四十九条	民法第七条	民法第七条	民法第十一条	民法第十九条第一項及び第二項(これ

の権限の行使にらの規定を同法第八百五十二条においての定め及十二条において準用する場合を含む。)民法第八百五十九条の三(一)成年後見人の居住用不動産の處分についての定め及びその取消し

十 長	作成の期間の伸長	五十六条において準用する場合を含む。)
十一 成年後見監督人第一項及び第二項(これ	成年後見監督人の選任に付与する特別代理人の選任に付与する報酬の取扱い及びその変更	民法第八百五十九条の三(一)成年後見人の居住用不動産の處分についての定め及びその取消し
十二 成年後見監督人第一項及び第二項(これ	成年後見監督人の選任に付与する特別代理人の選任に付与する報酬の取扱い及びその変更	民法第八百五十九条の三(一)成年後見人の居住用不動産の處分についての定め及びその取消し
十三 成年後見監督人の選任に付与する特別代理人の選任に付与する報酬の取扱い及びその変更	民法第八百五十九条の三(一)成年後見人の居住用不動産の處分についての定め及びその取消し	民法第八百五十九条の三(一)成年後見人の居住用不動産の處分についての定め及びその取消し
十四 成年後見監督人の選任に付与する特別代理人の選任に付与する報酬の取扱い及びその変更	民法第八百五十九条の三(一)成年後見人の居住用不動産の處分についての定め及びその取消し	民法第八百五十九条の三(一)成年後見人の居住用不動産の處分についての定め及びその取消し
十五 成年後見監督人の選任に付与する特別代理人の選任に付与する報酬の取扱い及びその変更	民法第八百五十九条の三(一)成年後見人の居住用不動産の處分についての定め及びその取消し	民法第八百五十九条の三(一)成年後見人の居住用不動産の處分についての定め及びその取消し
十六 成年後見監督人の選任に付与する特別代理人の選任に付与する報酬の取扱い及びその変更	民法第八百五十九条の三(一)成年後見人の居住用不動産の處分についての定め及びその取消し	民法第八百五十九条の三(一)成年後見人の居住用不動産の處分についての定め及びその取消し
十七 保佐開始	十八 保佐の期間の伸長の許可	十九 保佐人の同意に代わる許可

二十
保佐開始の審判の取消し

二十
保佐人の同意を代わる許可

二十一
保佐人の同意を代わる許可

二十二
保佐開始の審判の取消し

二十三
保佐開始の審判の取消し

二十四
保佐開始の審判の取消し

二十五
保佐開始の審判の取消し

二十六
保佐開始の審判の取消し

二十七
保佐開始の審判の取消し

二十八
保佐開始の審判の取消し

二十九
保佐開始の審判の取消し

三十
保佐開始の審判の取消し

一 三十 報酬の付与	二 三十 監督人に対する報酬の付与	三 三十 監督人に対する報酬の付与	四 三十 監督人に対する報酬の付与	五 三十 監督人に対する報酬の付与	六 三十 監督人に対する報酬の付与	七 三十 監督人に対する報酬の付与	八 三十 監督人に対する報酬の付与	九 三十 監督人に対する報酬の付与	十 三十 監督人に対する報酬の付与	十一 三十 監督人に対する報酬の付与	十二 三十 監督人に対する報酬の付与	十三 三十 監督人に対する報酬の付与	十四 三十 監督人に対する報酬の付与	十五 三十 監督人に対する報酬の付与	十六 三十 監督人に対する報酬の付与	十七 三十 監督人に対する報酬の付与	十八 三十 監督人に対する報酬の付与	十九 三十 監督人に対する報酬の付与
------------------	-------------------------	-------------------------	-------------------------	-------------------------	-------------------------	-------------------------	-------------------------	-------------------------	-------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------

二十
保佐開始の審判の取消し

二十
保佐開始の審判の取消し

二十一
保佐開始の審判の取消し

二十二
保佐開始の審判の取消し

二十三
保佐開始の審判の取消し

二十四
保佐開始の審判の取消し

二十五
保佐開始の審判の取消し

二十六
保佐開始の審判の取消し

二十七
保佐開始の審判の取消し

二十八
保佐開始の審判の取消し

二十九
保佐開始の審判の取消し

三十
保佐開始の審判の取消し

一 三十 監督人に対する報酬の付与	二 三十 監督人に対する報酬の付与	三 三十 監督人に対する報酬の付与	四 三十 監督人に対する報酬の付与	五 三十 監督人に対する報酬の付与	六 三十 監督人に対する報酬の付与	七 三十 監督人に対する報酬の付与	八 三十 監督人に対する報酬の付与	九 三十 監督人に対する報酬の付与	十 三十 監督人に対する報酬の付与	十一 三十 監督人に対する報酬の付与	十二 三十 監督人に対する報酬の付与	十三 三十 監督人に対する報酬の付与	十四 三十 監督人に対する報酬の付与	十五 三十 監督人に対する報酬の付与	十六 三十 監督人に対する報酬の付与	十七 三十 監督人に対する報酬の付与	十八 三十 監督人に対する報酬の付与	十九 三十 監督人に対する報酬の付与
-------------------------	-------------------------	-------------------------	-------------------------	-------------------------	-------------------------	-------------------------	-------------------------	-------------------------	-------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------

